

総務・企画・公室常任委員会資料1－4
令和5年(2023年)8月9日
知事公室防災危機管理局

新型コロナウイルス感染症対策に かかる振り返りについて (資料編)

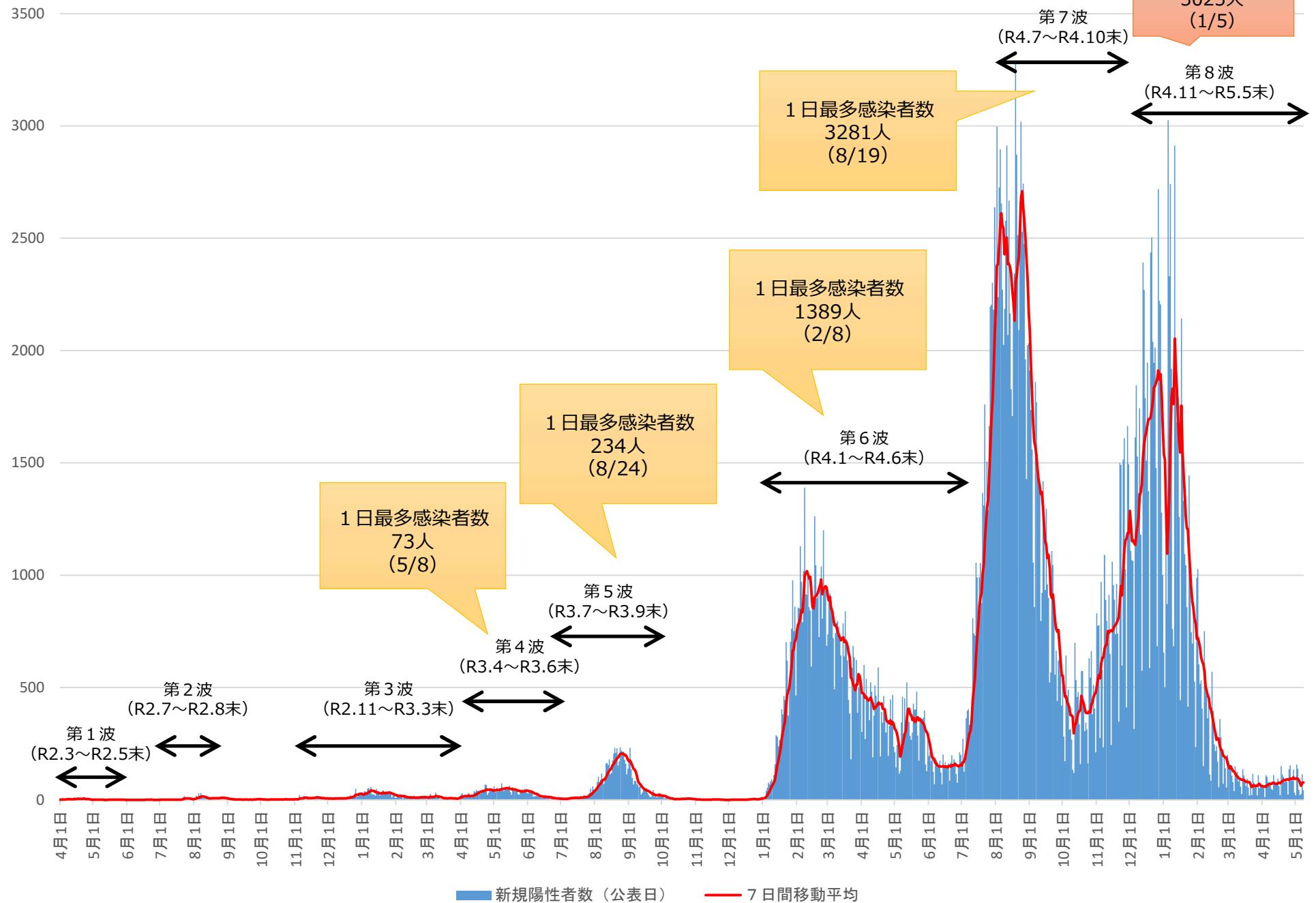
令和5年(2023年)○月

滋賀県

目 次

1 感染動向等	1
2 滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議開催概要	2
3 新型コロナウイルス感染症対策協議会開催概要	9
4 本編記載事業に係る資料等(上記資料および本編掲載資料に係るもの を除く。)	
(1) 感染拡大防止策	
① 積極的疫学調査	11
② 検査体制	12
③ 施設等への支援	14
④ 感染状況の公表等	15
⑤ ワクチン接種の推進	18
⑥ 新型インフルエンザ等対策特別措置法による感染拡大防止策等	19
(2) 医療提供体制	
① 入院医療体制	92
② 外来医療体制	93
③ 宿泊療養体制	94
④ 自宅療養支援	109
⑤ 資機材の確保・供給	129
⑥ 医療従事者への支援	130
(3) 経済・雇用対策	
① 社会経済文化活動停止期	131
② 社会経済文化活動両立模索期	144
③ 社会経済文化活動両立確立期	207
(4) 情報の発信	
① 広報・広聴	221
(5) 総括	
① 県庁の体制	224

滋賀県 第1波～第8波の流行曲線(公表日)



滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催概要

日付		概要
第1回	令和2年 1月29日	① 新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者等の発生状況等の共有 ・ 医療体制の確認および注意喚起 ・ 連絡体制の確認、相談窓口の開設 ・ 県民の皆様へのメッセージ
第2回	令和2年 2月4日	① 新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 疑い例の定義の変更 ・ 医療体制の変更(帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来を新たに設置等) ・ 県民の皆様へのメッセージ
第3回	令和2年 2月25日	① 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の基本方針等を踏まえた県民の皆様へのメッセージ ・ 県が主催するイベント開催の考え方と開催時の対策
第4回	令和2年 2月28日	① 新型コロナウイルス感染患者の濃厚接触者について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者が初めて確認されたことなどを踏まえた県民の皆様へのメッセージ ・ 公の施設における新型コロナウイルス感染症対策の方針(国からの方針等を踏まえた休館の対応を検討)
第5回	令和2年 3月5日	① 新型コロナウイルス感染症患者の発生について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で初めて感染者が確認されたことを受けた県民の皆様へのメッセージ ・ 中小企業者の資金繰り支援のための金融機関への要請
第6回	令和2年 3月12日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の皆様へのメッセージ ・ 新型コロナウイルス感染症にかかるイベント等の対応 ・ 県が備蓄するマスクを県内高齢者施設等へ提供 ・ 公の施設における新型コロナウイルス感染症対策の方針(休館や一部施設の利用停止等の措置を3月24日頃まで継続など) ・ コロナに負けないぞ！！子ども応援プロジェクト
第7回	令和2年 3月23日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の皆様へのメッセージ ・ 公の施設およびイベント等における新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる方針(県が主催するイベント等の開催の考え方と開催時の対策) ・ 新型コロナウイルス感染症にかかる緊急経済対策について

第8回	令和2年 3月31日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応 ・ 県民の皆様・学生の皆様へのメッセージ
第9回	令和2年 4月3日	① 新型コロナウイルスに感染した患者の発生について ・ 県民の皆様へのメッセージ
第10回	令和2年 4月7日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言について ・ 国の緊急事態宣言を受けての県民の皆様へのメッセージ ② 医療提供体制について
第11回	令和2年 4月16日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言について ・ 滋賀県緊急事態措置の考え方
第12回	令和2年 4月21日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる医療提供体制の状況について ② 滋賀県における緊急事態措置の実施について ③ 休業要請に伴う臨時支援金の考え方について ④ 推進体制および総合対策の骨子について
第13回	令和2年 4月27日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 緊急事態措置後の状況について ③ 滋賀県新型コロナウイルス感染症総合対策(案)について ④ (仮称)新型コロナウイルス感染症拡大防止臨時支援金について ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策 滋賀県がんばる医療応援寄附の受付開始について
第14回	令和2年 5月5日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 滋賀県における緊急事態措置について (「滋賀らしい生活三方よし」の提唱)
第15回	令和2年 5月14日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 新型コロナウイルス感染症にかかる今後の対策について ③ 新型コロナウイルス感染症対策 支援強化月間の取組について
第16回	令和2年 5月29日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく6月1日以降の対応について ③ 今後の検査体制・医療提供体制について
第17回	令和2年 6月22日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 今後の医療提供体制について ③ 新型コロナウイルス感染症に対する振り返りと今後の方向性(骨子案)について
第18回	令和2年 7月17日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージの判断と対応について
第19回	令和2年 7月27日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく8月1日以降の対応について

第 20 回	令和 2 年 7 月 31 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請について
第 21 回	令和 2 年 8 月 7 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について
第 22 回	令和 2 年 8 月 28 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② クラスターの発生状況に係る分析について ③ 支援充実強化期間の取組について ④ 「新型コロナ人権相談ほっとライン」の開設等について ⑤ 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく 9 月 1 日以降の対応について
第 23 回	令和 2 年 9 月 10 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 外来診療・検査体制の見直しと更なる拡充に向けて ③ 「新型コロナウイルス感染症対策にかかる振り返りと今後の方向性」について
第 24 回	書面会議	① 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく 9 月 19 日以降の対応について
第 25 回	令和 2 年 10 月 15 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」の見直しについて ③ 新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害等への対応について ④ 県内経済の状況について
第 26 回	令和 2 年 10 月 29 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 季節性インフルエンザの流行期に備えた外来診療・検査体制の整備について ③ 入院医療体制等の見直しについて ④ その他 ・ 「もしサポ滋賀」導入店舗における新型コロナウイルス感染防止策取り組み事例
第 27 回	令和 2 年 11 月 17 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージ判断と対応について ③ 年末年始の感染対策について ④ その他 ・ LINE 新型コロナ対策パーソナルサポートメニュー見直しについて
第 28 回	令和 2 年 12 月 15 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく当面 12 月末までの対応について

第 29 回	令和 2 年 12 月 25 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく当面 1 月 11 日までの対応について ③ 新型コロナウイルス感染症を含む年末年始の相談・医療提供体制について ④ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について
第 30 回	令和 3 年 1 月 5 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージ判断と対応について
第 31 回	令和 3 年 1 月 13 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応について
第 32 回	令和 3 年 2 月 5 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応について ③ 新型コロナウイルスワクチンの接種の推進について
第 33 回	令和 3 年 2 月 26 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージ判断と対応について ③ 入院医療体制等の見直しについて ④ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について ⑤ 感染拡大地域における一斉・定期的な検査実施の考え方について ⑥ 緊急事態宣言の再発令により影響を受けた事業者への支援策について
第 34 回	令和 3 年 3 月 29 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 新型コロナウイル感染症への今後の対応方針について ③ その他 ・ 新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】
第 35 回	令和 3 年 4 月 2 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応について
第 36 回	令和 3 年 4 月 15 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② コロナとのつきあい方滋賀プランにおけるステージ判断と対応について
第 37 回	令和 3 年 4 月 23 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② ゴールデンウィークに向けた対応等について ③ ワクチン接種の推進について
第 38 回	令和 3 年 4 月 28 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② ゴールデンウィークにおける対応について
第 39 回	令和 3 年 5 月 10 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② コロナとのつきあい方滋賀プランに基づく対応について

第 40 回	令和 3 年 6 月 18 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② コロナとのつきあい方滋賀プランに基づく対応について ③ 新型コロナワクチン接種の推進について
第 41 回	令和 3 年 7 月 9 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージ判断と対応について ③ 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージ判断指標の見直しについて ④ 新型コロナワクチン接種の推進について
第 42 回	令和 3 年 8 月 2 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージ判断と対応について ③ 新型コロナワクチン接種の推進について
第 43 回	令和 3 年 8 月 6 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージ判断と対応について（まん延防止等重点措置の適用、医療体制非常事態） ③ 新型コロナワクチン接種の推進について
第 44 回	令和 3 年 8 月 18 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② まん延防止等重点措置の適用期間の延長に伴う対応について ③ 新型コロナワクチン接種の推進について
第 45 回	令和 3 年 8 月 26 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置等について ③ 新型コロナワクチン接種の推進について
第 46 回	令和 3 年 9 月 9 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の延長等について ③ 新型コロナワクチン接種の推進について
第 47 回	令和 3 年 9 月 24 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づくステージ判断等について ③ 新型コロナワクチン接種の推進について
第 48 回	令和 3 年 9 月 28 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく 10 月 1 日以降の対応について

第 49 回	令和 3 年 10 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づくステージ判断と対応について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について <p>※ 豚熱に伴う滋賀県特定家畜伝染病対策本部第 3 回本部員会議と同時開催</p>
第 50 回	令和 3 年 10 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づくステージ判断と対応について ③ 保健・医療提供体制の整備について ④ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について ⑤ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・「ワクチン・検査パッケージ」に関する技術実証について
第 51 回	令和 3 年 11 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② コロナとのつきあい方滋賀プランの見直し等について ③ 今後の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の整備について ④ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 52 回	令和 3 年 12 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 年末年始の感染対策の徹底について ③ 年末年始の相談・医療提供体制について ④ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について ⑤ PCR 等検査無料化事業について
第 53 回	令和 4 年 1 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づくレベル判断と対応について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 54 回	令和 4 年 1 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づくレベル判断と対応について ③ 今後の医療提供体制について
第 55 回	令和 4 年 1 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について (医療体制非常事態) ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 56 回	令和 4 年 1 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 第6波・オミクロン株の感染流行に対応した医療提供体制について ③ 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応等について ④ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について

第 57 回	令和 4 年 2 月 7 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「滋賀県コロナ対策重点措置」について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 58 回	令和 4 年 3 月 28 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 濃厚接触者の特定・行動制限および積極的疫学調査について ③ 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応について ④ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 59 回	令和 4 年 4 月 25 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応について ③ 今後の保健・医療提供体制について ④ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 60 回	令和 4 年 6 月 1 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について ④ その他 ・「今こそ滋賀を旅しよう！第6弾」について
第 61 回	令和 4 年 6 月 15 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるレベル判断指標の見直し等について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 62 回	令和 4 年 7 月 13 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づくレベル判断と対応について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 63 回	令和 4 年 11 月 14 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づくレベル判断と対応について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 64 回	令和 4 年 11 月 25 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」の見直し等について ③ 季節性インフルエンザとの同時流行を想定した保健・医療提供体制の整備について ④ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 65 回	令和 5 年 5 月 1 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更に伴う今後の対応について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について

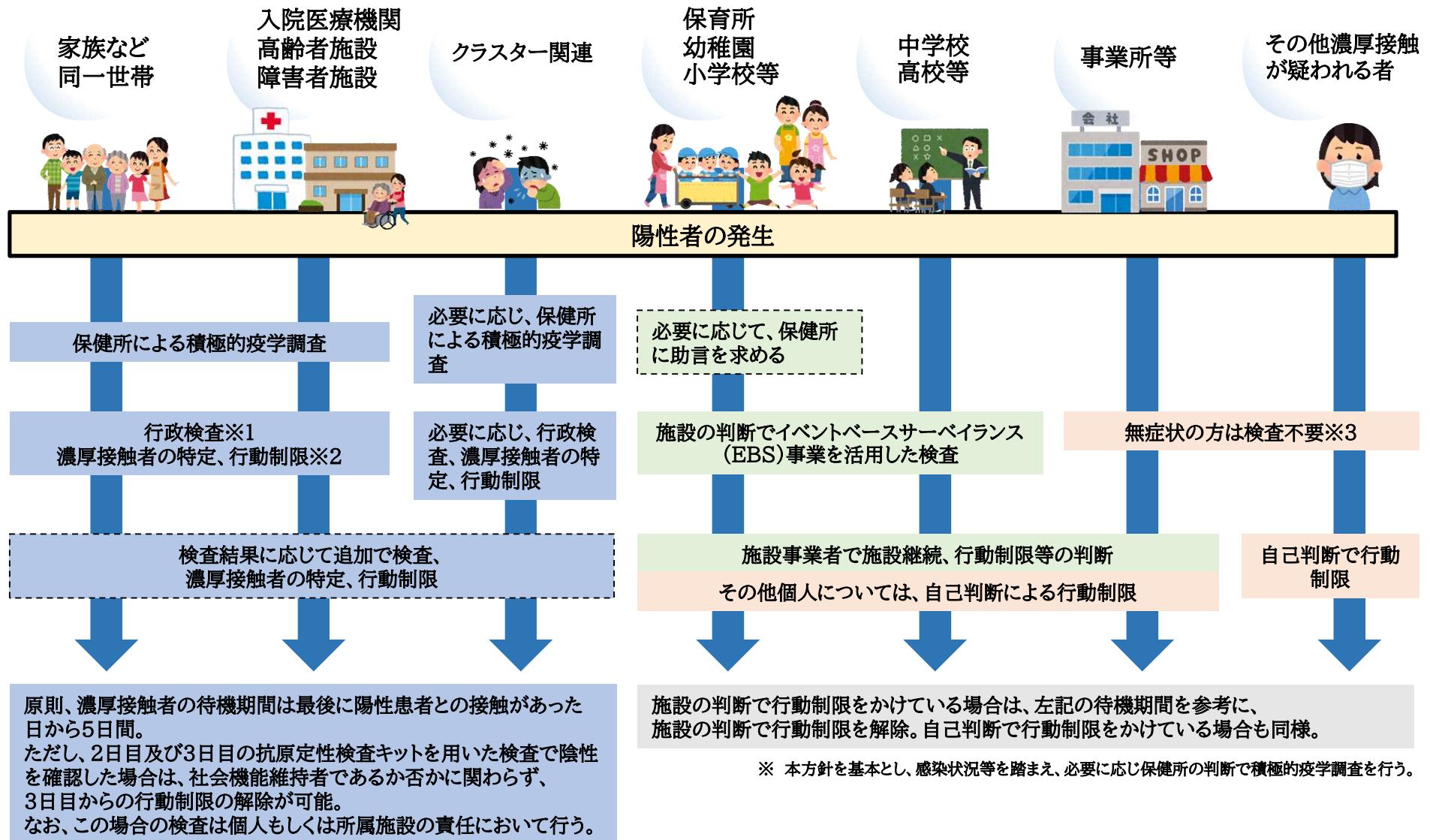
滋賀県新型コロナウイルス感染症対策協議会 開催概要

日付	概要	
第1回 令和2年 4月7日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 座長・副座長の選出 ・ 現状と将来予測について ・ 新型コロナウイルス感染症対策における入院医療提供体制について ・ (仮称)コントロールセンターについて ・ 地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策(サーベイランス・感染症拡大防止策・医療提供体制)の移行について 	
第2回 令和2年 5月4日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染動向等について ・ PCR検査体制の充実について ・ 宿泊療養施設の医療提供体制について ・ 自宅療養者の医療提供体制について ・ 医療提供体制整備の現状について 	
第3回 令和2年 6月15日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染動向等について ・ 外来診療(検査)体制について ・ 医療提供体制について ・ 宿泊療養施設について 	
第4回 令和2年 9月10日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染動向等について ・ 外来診療・検査体制の見直しと更なる拡充に向けて ・ 入院措置等に関する現状と課題について 	
第5回 令和2年 10月29日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染動向等について ・ 季節性インフルエンザの流行期に備えた外来診療・検査体制の整備について ・ 入院医療体制等の見直しについて 	
第6回 令和3年 2月12日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染動向等について ・ ワクチン接種の推進について ・ 医療提供体制について ・ 外来診療・検査体制について 	

第7回	令和3年 4月22日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について ・ 県内の感染動向等について ・ 医療提供体制の再構築について ・ 検査体制の整備について ・ ワクチン接種の推進について
第8回	令和3年 8月19日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について ・ 県内の感染動向等について ・ 医療提供体制の強化について ・ 検査体制の整備について ・ ワクチン接種の推進について
第9回	令和3年 10月28日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について ・ 県内の感染動向等について ・ 今夏の感染拡大を踏まえた今後の保健・医療提供体制の整備について ・ 検査体制の整備について ・ ワクチン接種の推進について
第10回	令和4年 1月17日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について ・ 県内の感染動向等について ・ 検査体制の拡大について ・ 医療提供体制および自宅療養者への支援について ・ ワクチン接種の推進について
第11回	令和4年 4月21日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について ・ 県内の感染動向等について ・ 今後の保健・医療提供体制について ・ 検査体制の強化について ・ ワクチン接種の推進について
第12回	令和4年 11月24日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について ・ 県内の感染動向等について ・ 季節性インフルエンザとの同時流行を想定した保健・医療提供体制の整備について ・ ワクチン接種の推進について
第13回	令和5年 4月20日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について ・ 県内の感染動向等について ・ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の医療提供体制について ・ ワクチン接種の推進について ・ 滋賀県感染症対策連携協議会(仮称)の設置について

県内における新型コロナウイルス感染症患者が発生した施設種別ごとの検査・調査について

(令和4年3月28日から実施)

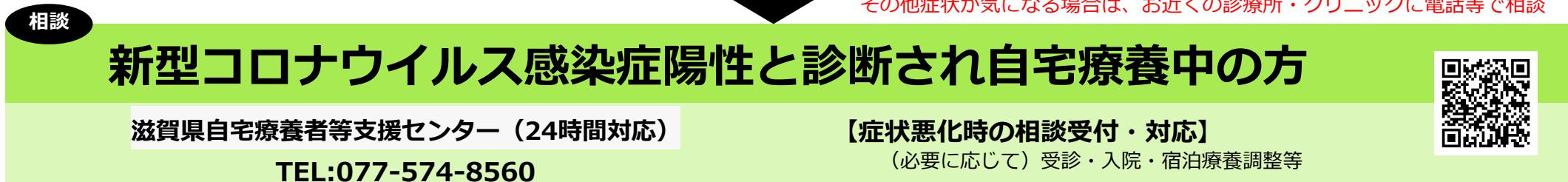
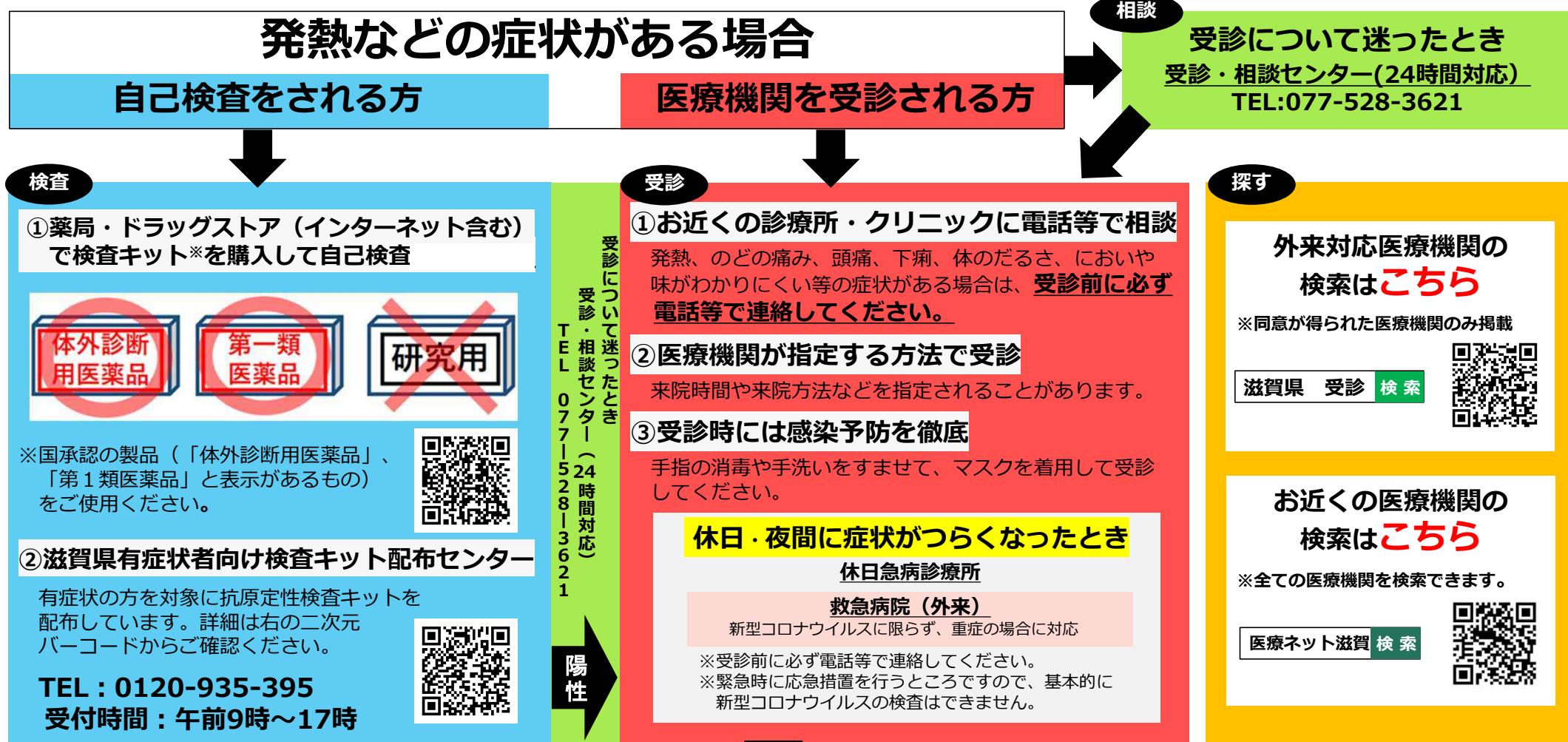


※1 高齢者施設や障害者施設においては、施設の判断でイベントベースサーバランス(EBS)事業を活用した検査も可能

※2 濃厚接触者となった医療機関や高齢者施設等の従事者は、待機期間中においても一定条件の下、毎日の検査による陰性確認によって業務可能(一定条件については、別途事務連絡参照)

※3 発熱などの症状がある方は、医療機関を受診。検査を希望される場合は、検査キット配布・陽性者登録センターへ申込。

発熱などの症状がある方の相談・受診・自己検査について



PCR等検査無料化事業の概要について

1. ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

「ワクチン・検査パッケージ制度」(※)および感染状況にわらず民間事業者が陰性の検査結果等を提示した方に対し割引や追加的なサービスを提供する等の自主的な取組に必要な検査を無料化

(対象者)

次に該当する無症状者

- ワクチン・検査パッケージ制度または対象者全員検査および飲食、イベント、旅行・帰省等の活動のため、検査の陰性証明が必要な方
(県外住民含む。)

(実施期間)

休止中

※国の判断により大型連休等で再開の可能性あり。

(検査実施事業者)

- 医療機関、薬局等のうち県において検査実施事業者として登録された者
- ワクチン検査パッケージ等登録事業者のうち県において検査実施事業者として登録された者

※ 「ワクチン・検査パッケージ制度」

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など、感染拡大期において課される様々な行動制限を緩和できる方策として導入された制度で、飲食店や、イベント主催者等の事業者が、入店時等のワクチン接種歴または検査結果の陰性のいずれかを確認するもの。現在は行動制限等がないため実施していない。

2. 感染拡大傾向時的一般検査事業

感染拡大傾向時において、感染不安を感じる無症状者の県民に対し、知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき検査受検を要請し、これに応じて受検される検査を無料化

(対象者)

次に該当する無症状者

- 感染不安を感じる県民
(滋賀県在住者。ワクチン接種、未接種を問わない。)

(実施期間)

感染拡大の傾向が見られる場合に、
知事が必要と認める期間

※令和3年12月29日～令和4年6月15日(終了)
令和4年7月13日(再開)～当面令和5年3月31日まで実施

(検査実施事業者)

- 医療機関、薬局等のうち県において検査実施事業者として登録された者

新型コロナウイルス感染症イベントベースサーバイランス事業 概要

○目的

新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑止するため、高齢者施設や障害者施設等において体調不良を訴える人が増えているなど普段と異なる現場の気づき（以下、「イベント」という。）をもとに早期に検査を行う、いわゆるイベントベースサーバイランス（EBS）を実施する

○実施期間

令和5年4月1日～令和5年5月7日

○対象者

県内の高齢者施設、障害者施設、学校、幼稚園、保育関連施設に属する施設職員、利用者、児童、生徒、園児

○検査基準

以下に示す指標を参考に、各施設が普段と異なる風邪様症状者の発生を確認した場合、該当するフロアやクラスを単位として広く検査を実施

1. 高齢者施設、障害者施設の場合は、職員、利用者において、風邪様症状者（37.5度以上の発熱または上気道炎（鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳））がユニット単位で直近7日間に2名以上、またはフロア単位で直近7日間に1割以上のいずれかに該当する場合
2. 学校、幼稚園、保育関連施設の場合は、学校サーバイランスシステムにおいて、風邪症状者のアラートが表示された場合、または風邪様症状者がクラス単位で1日に2割以上のいずれかに該当する場合

なお、県が別途通知する場合においては、ユニットやフロア、クラス単位で1人以上の風邪様症状者（陽性者を含む）を確認した場合を検査指標とする（令和5年4月1日以降も本取り扱いを継続）。

○検査の流れ

①風邪様症状者の情報収集



② 検査準備、調整

検査
申し込み



③ 検体採取

検体採取容器
の搬入



④ 検体提出、検査

検体の提出



⑤ 結果報告

結果報告



(⑥ 医師の診療・診断) ※結果陽性の場合



各施設において、風邪様症状者の情報収集を行い、普段と異なる風邪様症状者の発生を確認した場合は、EBS検査総合窓口に検査申し込みを行う

EBS検査総合窓口が、民間検査機関および対象施設と日程調整等を行い、検体採取容器の搬送、採取方法の説明等を行う

各施設で、対象者のだ液を採取し、検査機関に提出（EBS検査総合窓口が取りに行き、民間検査機関に搬入する）

県が委託する民間検査機関においてPCR検査を実施し、結果をEBS検査総合窓口に報告する

EBS検査総合窓口から、各施設に対して結果報告を行う

陽性と判明した方は、医師の診療、診断を受ける

令和5年(2023年)5月8日
 部局名 : 健康医療福祉部
 所属名 : 健康危機管理課
 係名 : 管理係
 担当者名 : 古川、越田、鈴木
 連絡先(内線) : 077-528-3578(3578)

新型コロナウイルス感染症患者の発生について (令和5年5月8日16時00分現在)

新たに県内で42名の新型コロナウイルス感染症患者が確認されました。

これまでの県内の発生患者の累計は376,546名となります。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正により、令和4年9月26日より全国一律で発生届の対象を限定する取り扱いが適用されました。本県においても、令和4年9月12日付け 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」に基づき、9月26日より運用を開始し、9月27日より公表資料の記載内容を変更しております。
 (医療機関および検査キット配布・陽性者登録センターからの報告に基づき、日ごとの患者の総数および日ごとの患者の年代別の総数を公表いたします。
 なお、報告方法が変更されたことに伴い、居住地ごとの集計・自宅療養者数の集計は廃止しております。)

1. 本日確認された陽性患者の状況

	10歳未満			10代	20代	30代	40代	50代	60代		70代	80代	90歳以上	合計
	0歳	1~4歳	5~9歳						60~64歳	65~69歳				
総数	0	3	2	4	6	8	5	4	7	1	0	2	0	42
①	0	3	2	4	5	8	4	4	7	1	0	2	0	40
②	0	0	0	0	1	0	1	0	0					2

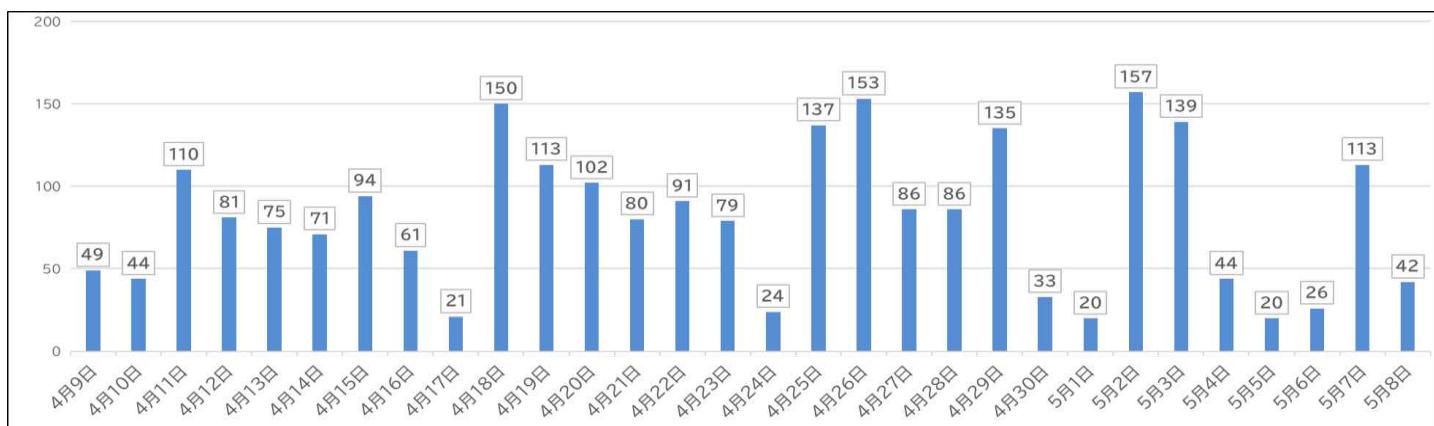
① 医療機関で診断した新型コロナウイルス感染症患者数

② 検査キット配布・陽性者登録センターで登録した新型コロナウイルス感染症患者数

2. 現在の各指標の状況

現時点の確保病床の占有率※1	7.3%	※1現時点の確保病床の数、371床に対する割合
最大確保病床の占有率(レベル判断指標)※2	5.5%	※2最大確保病床数(ピーク時に確保予定である病床数)、491床に対する割合
うち重症者用病床の最大確保病床の占有率(レベル判断指標)※3	0.0%	※3最大確保病床数(ピーク時に確保予定である病床数)、52床に対する割合
直近1週間における人口10万人当たりの新規報告数	38.3人	
直近1週間と先週1週間の陽性者数の比較※4	少ない	※4直近一週間の陽性者数が先週一週間に比較して多いか少ないか

3. 公表日別流行曲線



4. 県内病床の状況

	病床数	入院者数				空床数
			県内発生	内、重症者数	その他	
総数	371	27	26	0	1	344
前日比	0	▲1	▲1	0	0	1

現在の入院患者(県内発生)の年代・症状

年代	症状			合計
	軽症	中等症	重症※	
10歳未満	0	0	0	0
10代	0	0	0	0
20代	1	0	0	1
30代	3	0	0	3
40代	0	1	0	1
50代	0	1	0	1
60代	3	0	0	3
70代	2	1	0	3
80代	3	9	0	12
90歳以上	1	1	0	2
合計	13	13	0	26

※重症:ICUに入室または人工呼吸器・ECMO(体外式膜型人工肺)が必要

5. 県内宿泊療養施設の状況

	宿泊療養部屋数	療養者数			その他	空数
			県内発生	県外発生		
総数	309	7	7	0	8	294
前日比	0	▲1	▲1	0	0	1

6. PCR等検査陽性率・検査数

直近1週間のPCR等陽性率※	21.0%	※報告受領件数(抗原検査を含む)に基づく陽性率 自己検査・無料検査は含まれません。
PCR等検査数(直近1週間分)	2,090件	

	検査数 (PCRおよび抗原検査の総数)
累計	1,418,976件
前日比	34件

7. クラスターの発生状況について(過去1週間)

クラスター名	発生市町	累計	公表日
介護関連事業所507	大津市	6人	5月7日

8. 本日確認された陽性患者の死亡について

本日、お亡くなりになった方の公表はありません。

お亡くなりになった方の累計は679名です。

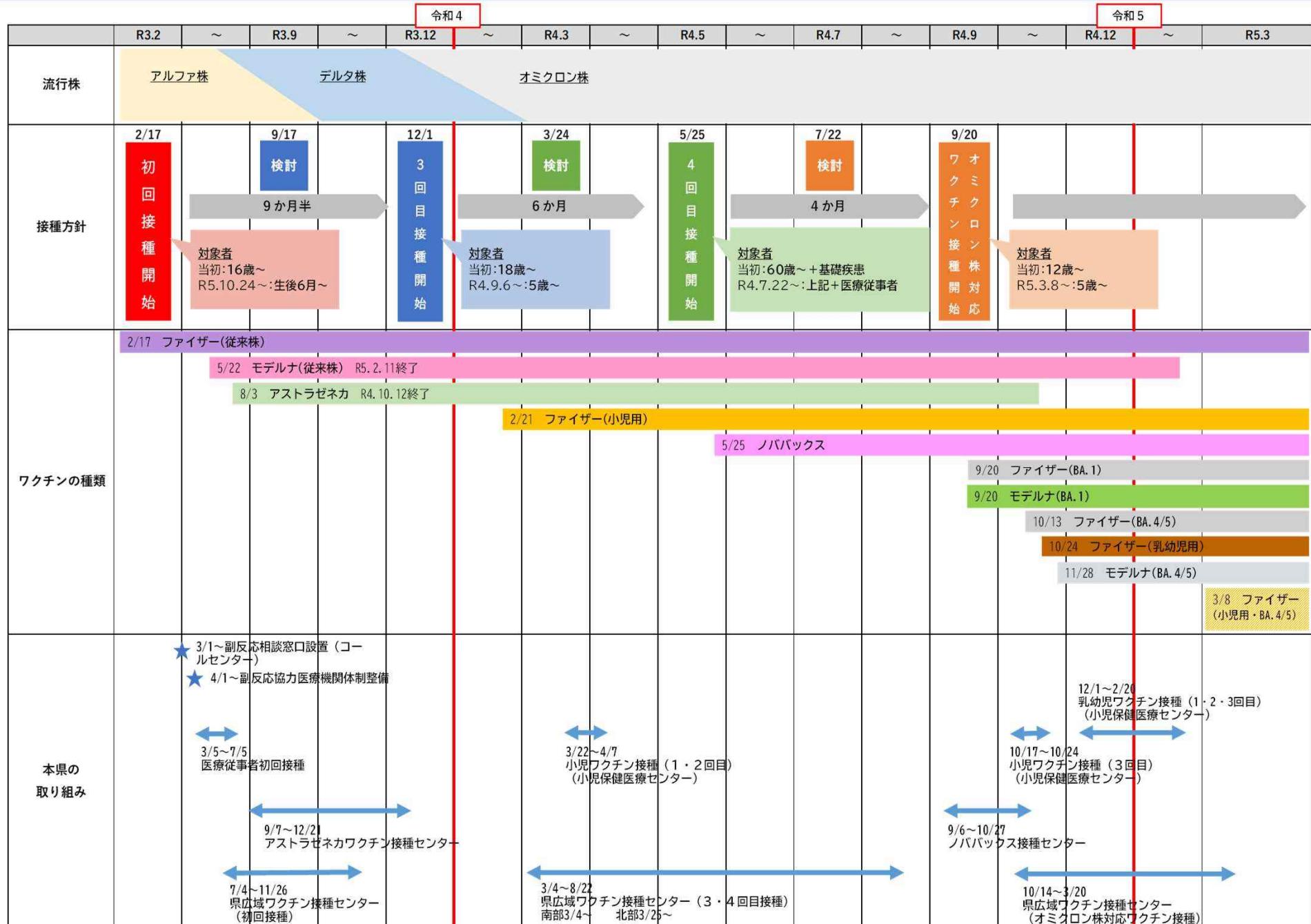
県では、感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のための情報の公開を行いますが、同第2項の規定により個人情報の保護に留意する必要があります。この情報の取り扱いに当たってはプライバシー保護に御配慮ください。

また、感染者を特定しようとする行為は、差別や嫌がらせにつながる恐れがあります。感染された方々やその御家族に対する配慮や思いやりの気持ちをもって行動していただきますよう強くお願ひいたします。

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、県民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。

新型コロナワクチンの接種経過

(令和5年3月現在)



(令和2年)

コロナとのつきあい方 滋賀プラン

滋賀県
(10月15日見直し)

各ステージの判断指標

■ステージ判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断を行う。判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標		特別警戒ステージ (ステージIV)	警戒ステージ (ステージIII)	注意ステージ (ステージII)	滋賀らしい生活三方よし ステージ ～新しい生活様式の実践～ (ステージI)
大規模かつ深刻なクラスター連鎖 が発生、爆発的な感染拡大により、者が急増し、医療提供体制への負荷がさらに高まる状況		クラスターが広範囲に多発、感染者の漸増および医療提供体制への負荷がさらに高まる状況		感染者の漸増および医療提供体制への負荷が蓄積する段階	
医療体制等への負荷	①病床のひつ迫現合	病床全体 最大確保病床の占有率 50%以上	・最大確保病床の占有率 20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占有率 10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 15%以上	・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満
	うち重症者用病床	最大確保病床の占有率 50%以上	・最大確保病床の占有率 20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占有率 10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 15%以上	・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満
	②療養者数	人口10万人当たりの全療養者数 25人以上 入院+自宅+宿泊	人口10万人当たりの全療養者数 15人以上 入院+自宅+宿泊	人口10万人当たりの全療養者数 2人以上 入院+自宅+宿泊	人口10万人当たりの全療養者数 2人未満 入院+自宅+宿泊
体制監視	③PCR等陽性率	10%以上	10%以上	2%以上	2%未満
感染状況	④新規報告数	25人/10万人/週 以上	15人/10万人/週 以上	2人/10万人/週 以上	2人/10万人/週 未満
	⑤直近1週間と先週1週間の比較	直近一週間が先週一週間よりも多い	直近一週間が先週一週間よりも多い	直近一週間が先週一週間よりも多い	-
	⑥感染経路不明割合	50%以上	50%以上	20%以上	20%未満

【参考指標】

・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況
・実効再生産数(Rt)

・入院患者受入病床の稼働率(ピーク時の入院患者受け入れ病床数)
・K値

・感染経路不明の患者数
・濃厚接触者を除くPCR等陽性率

感染拡大防止対策

■感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応

【対策移行のイメージ】



各ステージにおける感染拡大防止対策(例)

■対策例

滋賀らしい生活
三方よしステージ
～新しい生活様式の実践～
(ステージⅠ)

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～の呼びかけ

注意ステージ
(ステージⅡ)

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～の要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく)

(例)

- ・ 基本的な感染対策の徹底
- ・ 感染者が多数確認されている大都市等への外出は、慎重に検討
- ・ マスクをつける状態での大声での会話を避けるなど、自らの感染対策も徹底したうえで施設を利用。利用する施設の感染防止策をしっかりと確認し、対策がとられていない施設については、利用を回避
- ・ 体調に違和感がある場合は、自宅で休養し、人との接触を回避。症状がなくても、感染を広める可能性があることを意識した行動

警戒ステージ
(ステージⅢ)

以下について要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく)

(例)

- ・ 感染者が多数確認されている大都市等(京都、大阪など)への外出の自粛
- ・ 府県をまたぐ移動の自粛
- ・ 地域・業種を限定した施設の利用の自粛(例:●●地域の飲食店、など)
- ・ 「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」が未導入・未掲示の施設の利用の自粛
- ・ イベントの開催自粛(一定規模のイベントを除く)
- ・ 地域・業種を限定した施設の使用制限、営業時間の短縮等(例:●●地域の飲食店、など)
- ・ 「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」を導入していない施設に対して施設の使用制限、営業時間の短縮等

特別警戒
ステージ
(ステージⅣ)

以下について要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項または第45条第1項もしくは第2項に基づく)

(例)

- ・ 接触機会の低減を目指した外出自粛の要請(滋賀1/5ルールの徹底)
- ・ 府県をまたぐ移動の自粛
- ・ 感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き施設の使用制限
- ・ イベントの開催自粛

各ステージにおける県民の皆さまの生活イメージ



感染状況等に応じた感染対策を意識した生活をお願いします。



生活のイメージ

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～を実践

(例)

【県民の皆様】

- ・マスクの着用、こまめな手洗い、3密の回避など基本的な感染対策の徹底
- ・体調に違和感がある場合は、自宅で休養
- ・免疫力を向上させる健康づくり
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用



【事業者の皆様】

- ・業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底
- ・「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- ・テレワーク・時差出勤の推進

滋賀らしい生活
三方よしステージ
～新しい生活様式の実践～
(ステージⅠ)

注意ステージ
(ステージⅡ)

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～をより徹底

警戒ステージ
(ステージⅢ)

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～を実践

+

感染動向等に応じた感染対策

(例)

【県民の皆様】

- ・感染者が多数確認されている大都市等(京都、大阪)などの外出の自粛
- ・府県をまたぐ移動の自粛(Stay Hometown)
- ・地域・業種を限定した施設の利用の自粛(例:●●地域の飲食店、など)
- ・「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」が未導入・未掲示の施設の利用の自粛

【事業者の皆様】

- ・イベントの開催自粛(一定規模のイベントを除く)
- ・地域・業種を限定した営業自粛、営業時間の短縮等(例:●●地域の飲食店、など)
- ・「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」を導入していない施設の営業自粛、営業時間の短縮等

特別警戒
ステージ
(ステージⅣ)

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～を実践

+

感染動向等に応じた感染対策

(例)

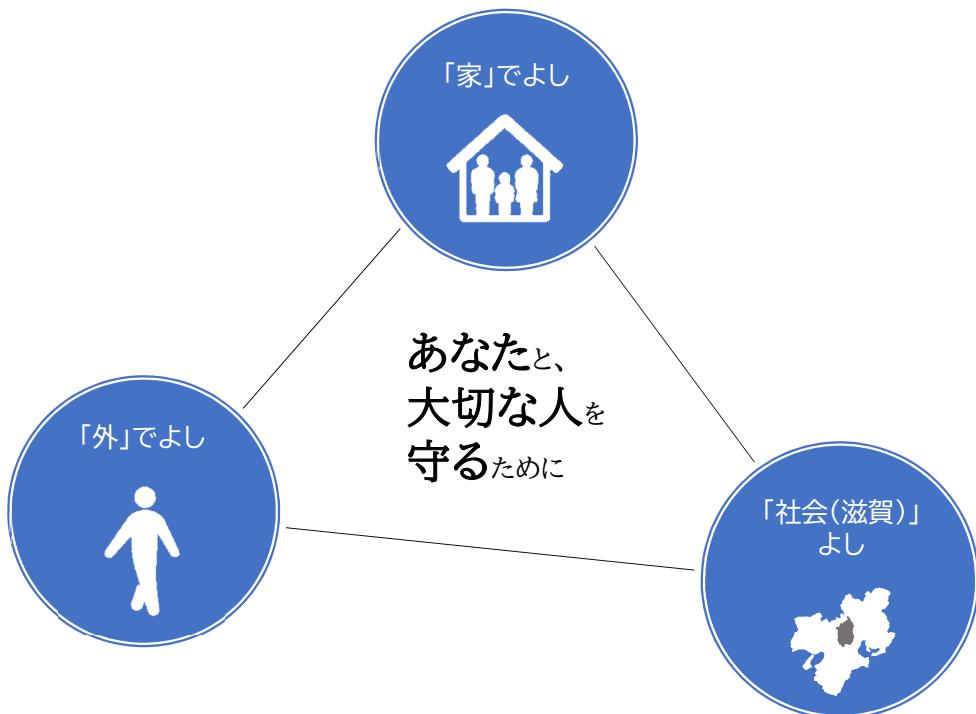
【県民の皆様】

- ・外出自粛(滋賀1/5ルールの徹底・Stay Home)

【事業者の皆様】

- ・生活必需品等を取り扱う事業者等を除いた営業自粛
- ・イベントの開催自粛

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～



- 「家」でよし
- ① 毎朝、健康チェックし、発熱がある場合は自宅で休む
 - ② 家に帰ったらまず丁寧に手洗い
 - ③ こまめに換気しつつ、エアコンの温度設定を調整
 - ④ 免疫力を向上させる健康づくり
 - ⑤ 毎日、滋賀県などの感染情報を確認
 - ⑥ 通販も利用する

- 「外」でよし
- ① 症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットの徹底
 - ② 人との間隔は、できるだけあける
 - ③ 混んでいる場所や時間帯は避けるなど、人ととの接触機会を減らす
 - ④ 感染防止策が徹底されていない施設等への外出は控える
 - ⑤ 会話をする際は、可能な限り真正面は避ける
 - ⑥ ビワイチなどにより、滋賀の魅力を改めて感じながら健康増進につなげる
 - ⑦ 新しい旅のエチケットの実践

- 「社会(滋賀)」よし
- ① 感染者が多数発生している地域への移動は極力控える
 - ② 発症した時のため、自分の行動を残す
 - ③ テレワークやローテーション勤務の活用
 - ④ 業種別感染拡大予防ガイドラインの遵守
 - ⑤ 「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
 - ⑥ 接触確認アプリ「COCOA」の導入
 - ⑦ 今こそ、一人も取り残さない

(令和3年)

コロナとのつきあい方 滋賀プラン

滋賀県
(7月9日見直し)

各ステージの判断指標

■ステージ判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断を行う。判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標		特別警戒ステージ (ステージIV)	警戒ステージ (ステージIII)	注意ステージ (ステージII)	滋賀らしい生活三方よし ステージ ～新しい生活様式の実践～ (ステージI)
		大規模かつ深刻なクラスター連鎖 が発生、爆発的な感染爆発により、 公衆衛生体制及び医療提供体制 が機能不全に陥ることを避ける 対応が必要な段階		クラスターが広範囲に多発、感染 者が急増し、医療提供体制への負 荷がさらに高まる状況	感染者の漸増及び医療提供体制 への負荷が蓄積する段階
医療体制等への負荷	①病床のひつ迫具合 入院医療	最大確保病床の使用率 50%以上	最大確保病床の使用率 20%以上	最大確保病床の使用率 10%以上	最大確保病床の使用率 10%未満
		入院率 <u>25%</u> 以下	入院率 <u>40%</u> 以下	—	—
	重症者用病床	最大確保病床の使用率 50%以上	最大確保病床の使用率 20%以上	最大確保病床の使用率 10%以上	最大確保病床の使用率 10%未満
	②療養者数	人口10万人当たりの全療養者数 <u>30人以上</u> (入院+自宅+宿泊)	人口10万人当たりの全療養者数 <u>20人以上</u> (入院+自宅+宿泊)	人口10万人当たりの全療養者数 <u>5人以上</u> (入院+自宅+宿泊)	人口10万人当たりの全療養者数 <u>5人未満</u> (入院+自宅+宿泊)
感染状況	③PCR等陽性率	10%以上	<u>5%</u> 以上	2%以上	2%未満
	④新規報告数	25人 /10万人/週 以上	15人 /10万人/週 以上	2人 /10万人/週 以上	2人 /10万人/週 未満
	⑤感染経路不明割合	50%以上	50%以上	20%以上	20%未満

【参考指標】

・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況

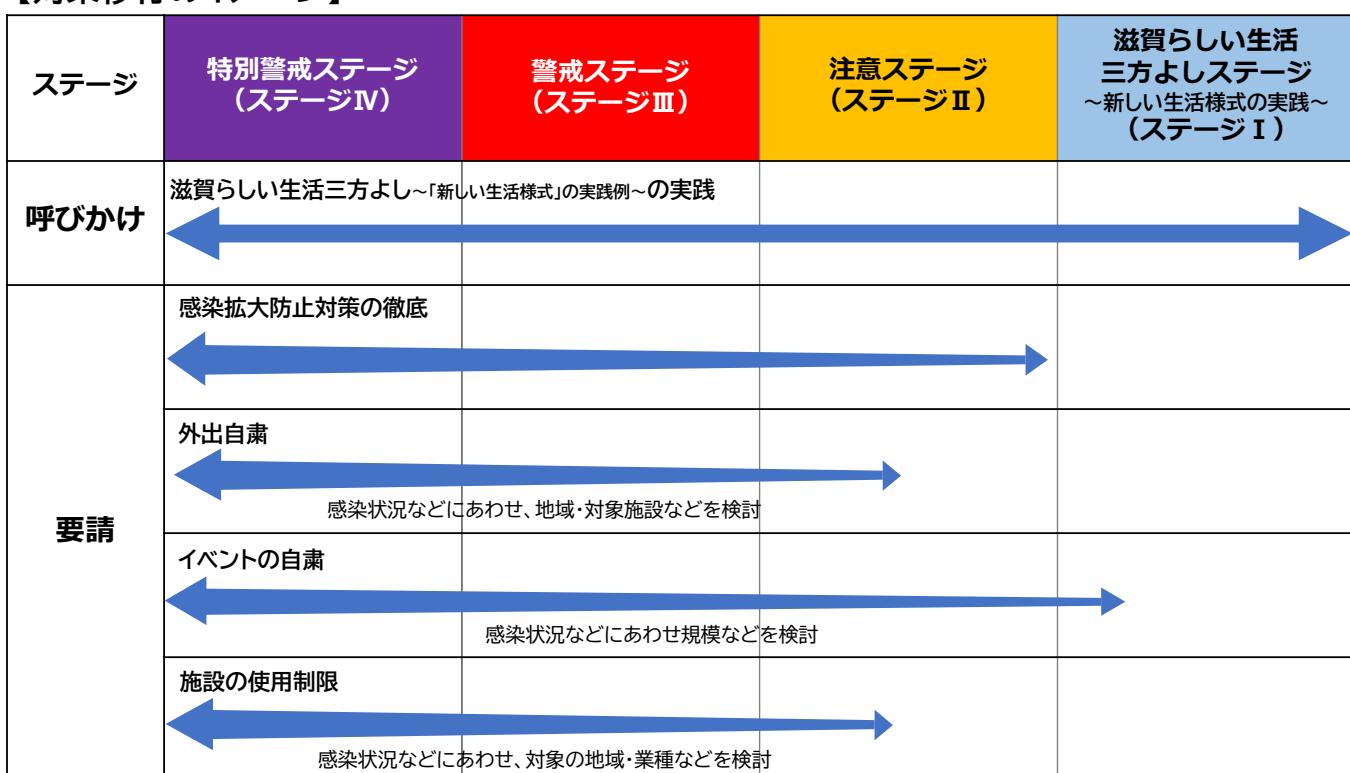
・直近1週間と先週1週間の比較

・実効再生産数(Rt)

感染拡大防止対策

■感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応

【対策移行のイメージ】



(令和3年)

コロナとのつきあい方 滋賀プラン

滋賀県
(11月25日見直し)

ステージ判断指標等の見直しについて ～「コロナとのつきあい方滋賀プラン」～

以前のステージ判断指標

【以前のステージ判断指標の考え方】

- ・ 県民の皆様にとってできる限りわかりやすいものとするという観点から、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）から提言のあった判断指標をベースとする。
- ・ そのうえで、分科会からの提言はステージⅢ・Ⅳの数値のみであったことから、ステージⅠ・Ⅱの判断指標を県として独自に設定

新たなレベル分類

- ・ 令和3年11月8日開催の分科会において、ワクチン接種の進捗、医療提供体制の強化等を踏まえ、これまでのステージ判断指標に代わり、医療のひつ迫状況を重視した新たなレベル分類の考え方が示された。
- ・ 新たなレベル分類においては、一部を除いて国から具体的な数値は定められず、各都道府県が「予測ツール」および「これまで用いてきた様々な指標」の双方を用いて総合的に判断するとなっている。
- ・ なお、「レベル分類」への見直しは、ワクチン接種が進み、新規陽性者の中でも軽症者の割合が増加し、重症者の割合が減少していることを踏まえ、医療提供体制のひつ迫状況を重視し、日常生活・社会経済文化活動の回復を促進するという観点から提言されている。

見直しの考え方等

【ステージ判断指標等の見直し】

- ・ 分科会の提言を踏まえ、4段階のステージから5段階のレベル分類に見直し
- ・ レベル判断に用いる指標については、これまで用いてきた指標のうち、最大確保病床の使用率、重症者用の最大確保病床の使用率、人口10万人当たりの全療養者数、直近1週間の人口10万人当たりの新規報告数を用いる。
- ・ あわせて、分科会から提言のあった「予測ツール」に基づく3週間後の病床数についても判断指標の1つとして用いることとする。
- ・ 判断指標の各レベルごとの基準となる値等については、これまでの数値との継続性も踏まえながら、県で独自に設定し、レベルの判断は総合的に行う。

【感染拡大防止対策の移行イメージ・対策例（コロナとのつきあい方滋賀プラン）の見直し】

- ・ 上記レベル分類への見直しにあわせ、所要の見直しを行う。

各レベルの判断指標

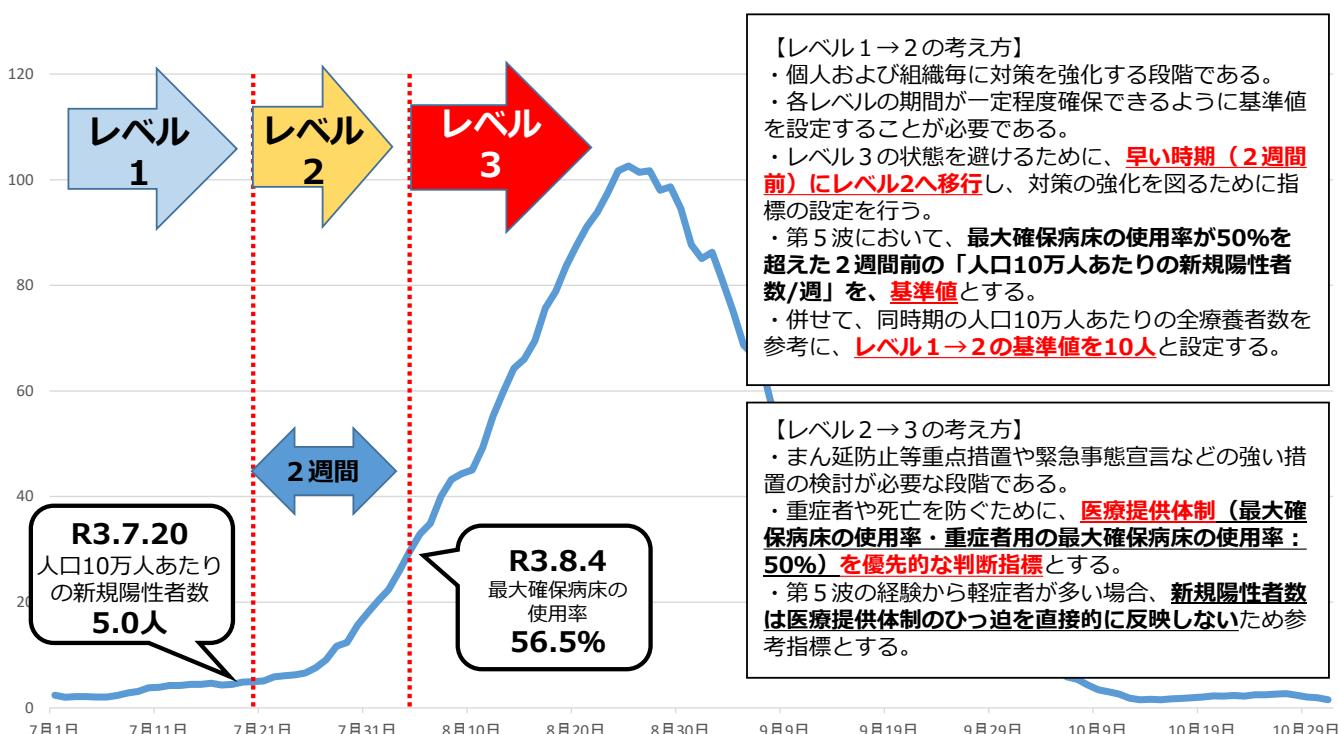
■各レベルの判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断を行う。判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標		レベル4 避けたいレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル0 感染者ゼロレベル
医療体制等への負荷	① 最大確保病床の使用率 入院が必要な新型コロナウイルス感染症患者へ入院加療を提供できない状態	50%以上	—	—	—	—
	② 重症者用の最大確保病床の使用率	—	50%以上	—	—	—
	③ 人口10万人当たりの全療養者数	—	30人以上(入院+自宅+宿泊)	10人以上(入院+自宅+宿泊)	5人以上(入院+自宅+宿泊)	5人未満(入院+自宅+宿泊)
感染状況	④ 新規報告数 ・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況 ・直近1週間と先週1週間の比較 ・実効再生産数(Rt) ・入院率 ・感染経路不明割合 ・PCR等検査陽性率	—	—	5人以上/10万人/週	2人以上/10万人/週	2人未満/10万人/週
	⑤ 予測ツールによる3週間後の病床数	—	最大確保病床数を超過	—	—	—

【参考指標】

- ・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況
- ・直近1週間と先週1週間の比較
- ・実効再生産数(Rt)
- ・入院率
- ・感染経路不明割合
- ・PCR等検査陽性率

新たなレベルの考え方



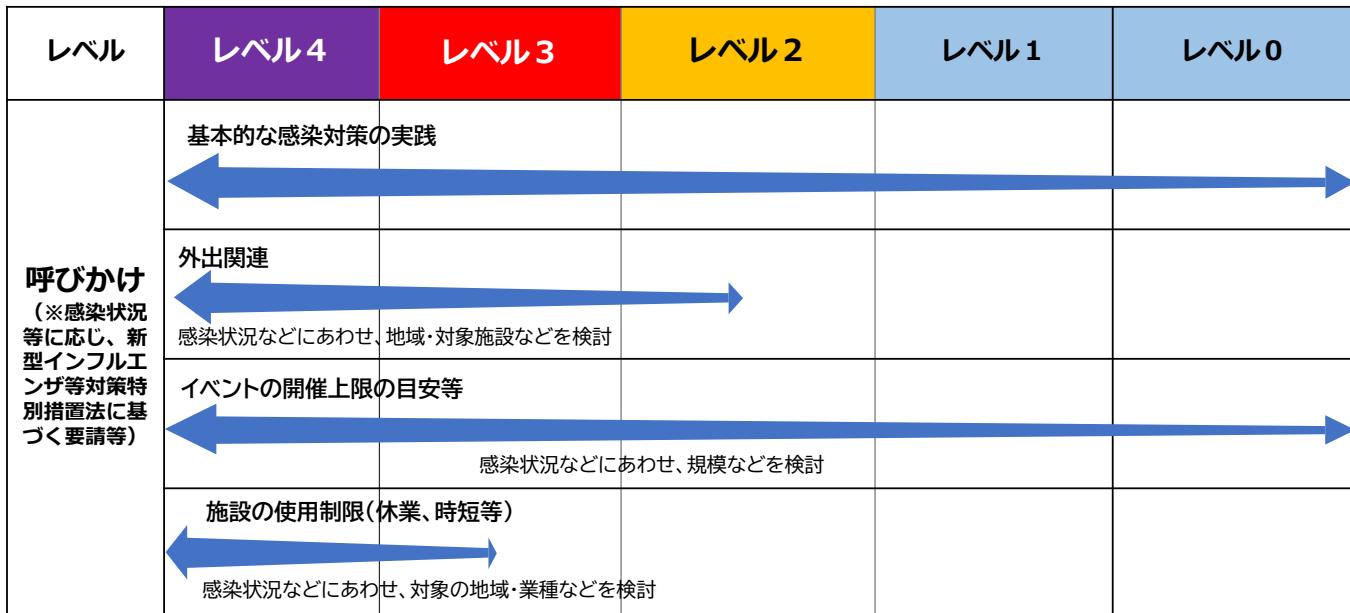
※ 表は、第5波の人口10万人あたりの新規陽性者数/週の推移

感染拡大防止対策

■ 感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応。

なお、施設の使用制限等を行う場合においても、状況に応じて認証制度やワクチン・検査パッケージの適用による制限の緩和等を行う場合がある。

【対策移行のイメージ】



各ステージにおける感染拡大防止対策(例)

■ 対策例

レベル0
レベル1

基本的な感染対策の実践を呼びかけ

基本的な感染対策等について要請

(例)

- 基本的な感染対策(手洗い、マスクの着用、密の回避など)の徹底
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意
- 感染者が多数確認されている地域等への外出は、慎重に
- 会食は、マスク会食など感染リスクを下げる工夫を
- 体調に違和感がある場合は、自宅で休養し、人との接触を回避
- テレワーク・時差出勤の推進

など

レベル2

以下について要請

(例)

- 感染者が多数確認されている地域等への外出の自粛
- 地域・業種を限定した施設の使用制限、営業時間の短縮等(例:●●地域の飲食店、など)
- テレワーク・時差出勤等の徹底

※ 状況に応じて、まん延防止等重点措置の適用や緊急事態宣言

レベル3

レベル4

コロナとのつきあい方 滋賀プラン

滋賀県
(令和4年6月15日見直し)

レベル判断指標の見直しについて ～「コロナとのつきあい方滋賀プラン」～

現在のレベル判断指標

【現在のレベル判断指標の考え方】

- ・ 県民の皆様にとってできる限りわかりやすいものとするという観点から、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）で提言（令和3年11月8日）のあった「レベル分類」の考え方をベースに見直した。（令和3年11月25日）
- ・ なお、分科会からの提言における「レベル分類」の考え方は、ワクチン接種が進み、新規陽性者の中でも軽症者の割合が増加し、重症者の割合が減少していることを踏まえ、医療提供体制のひつ迫状況を重視し、日常生活・社会経済文化活動の回復を促進するという観点から提言されている。
- ・ そのうえで、分科会からの提言においてはレベル3の判断指標のみ提示されていたことから、レベル2以下の判断指標を県として独自に設定
- ・ レベル2以下の判断指標については、レベル3の状態を避けるため、より早い時期に注意喚起を行う観点から、第5波における新規報告者数、病床使用率の状況等を踏まえて数値を設定したところ。

見直しの考え方等

【第6波の経験を踏まえた見直し】

- ・ 第6波で感染の主流となったオミクロン株の特徴から、レベル判断指標と新型コロナウイルス感染症の流行状況に乖離が生じ、実態と合わない状況となつた。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中で、オミクロン株の特徴もあいまって、感染症対策と社会経済文化活動の両立がより求められる。



- ・ レベル2から、判断指標を新規報告数等ではなく病床の使用率とすることで、医療のひつ迫状況をより重視
- ・ オミクロン株と同程度の感染性を基準に「レベル0」「レベル1」の新規報告数を設定
- ・ レベルダウンの指標の設定（レベル2→レベル1において、新規報告数を「減少傾向」とし、数値は用いない）

【次の感染拡大・新たな変異株も見据えた柔軟な対応】

- ・ 次の感染拡大・新たな変異株の特徴がオミクロン株と同様とは限らない。
- ・ 新規報告数、病床使用率の判断指標はもとより、次の感染拡大・新たな変異株の特徴も踏まえながら、柔軟に判断していく必要。



- ・ レベル判断については、これまでどおり総合的に判断

レベル判断指標

■各レベルの判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断を行う。判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標		レベル4 避けたいレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル1 維持すべきレベル <small>（安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況）</small>	レベル0 感染者ゼロレベル
医療体制等への負荷	① 最大確保病床の使用率	入院が必要な新型コロナウイルス感染症患者へ入院加療を提供できない状態	50%以上	20%以上	—	—
	② 重症者用の最大確保病床の使用率	—	50%以上	—	—	—
感染状況	③ 新規報告数	—	—	—	レベルアップ時 10人以上 /10万人/週 レベルダウン時 減少傾向	10人未満 /10万人/週

【参考指標】

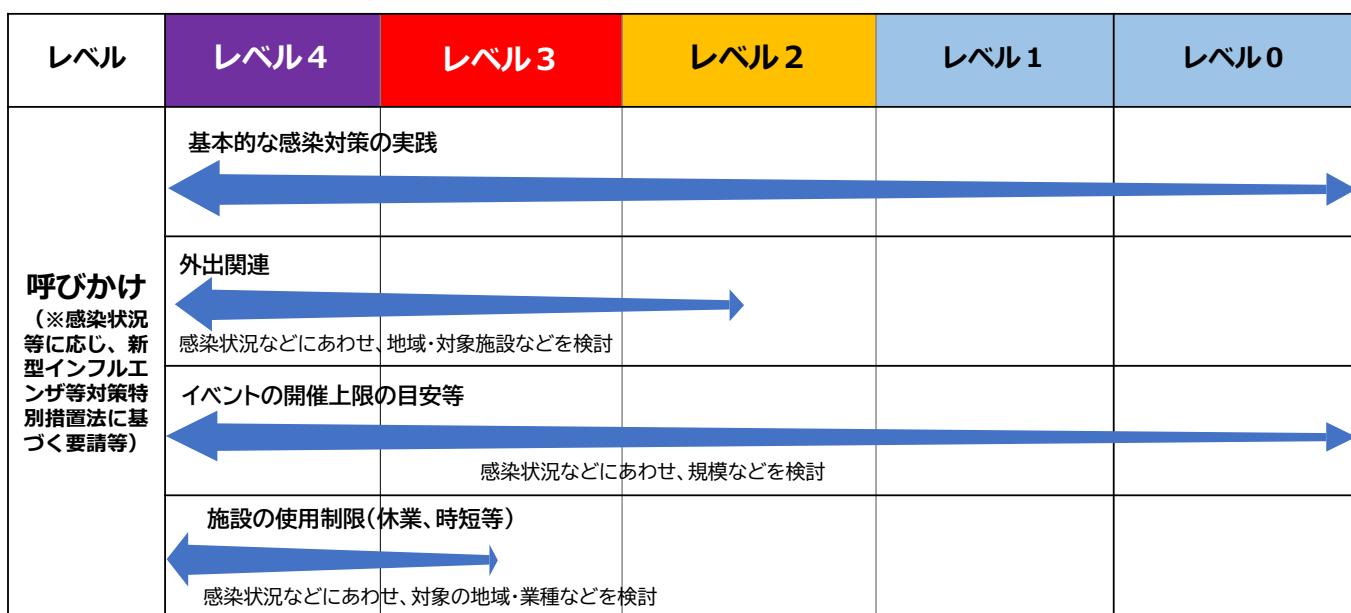
- ・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況
- ・直近1週間と先週1週間の比較
- ・実効再生産数(Rt)
- ・人口10万人当たりの全療養者数
- ・入院率
- ・感染経路不明割合
- ・PCR等検査陽性率

感染拡大防止対策

■ 感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応。

なお、施設の使用制限等を行う場合においても、状況に応じて認証制度やワクチン・検査パッケージの適用による制限の緩和等を行う場合がある。

【対策移行のイメージ】



コロナとのつきあい方 滋賀プラン

滋賀県
(令和4年11月25日見直し)

レベル判断指標等の見直しについて ～「コロナとのつきあい方滋賀プラン」～

現在のレベル判断指標

【現在のレベル判断指標の考え方】

- ・ 県民の皆様にとってできる限りわかりやすいものとするという観点から、国の新型コロナウィルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）で提言（令和3年11月8日）のあった「レベル分類」の考え方をベースとする。
- ・ 分科会からの提言においてはレベル3の判断指標のみ提示されていたことから、レベル2以下の判断指標を県として独自に設定
- ・ オミクロン株の特徴を踏まえ、レベル2の判断指標について、新規報告者数ではなく病床の使用率とするなど、より医療のひつ迫状況を重視する見直しを行った（令和4年6月15日）。

国の分科会（令和4年11月11日）におけるレベル分類の見直し

- ・ オミクロン株の特徴を踏まえ、感染状況は参考とし、外来医療のひつ迫状況など、より保健医療の負荷の状況に着目したレベル分類に見直し、各段階に応じた感染拡大防止措置を講ずる。
- ・ 5段階（レベル0～4）のレベル分類を4段階（レベル1～4）に見直し。
- ・ レベル1・2・4における病床使用率の目安が示される。
- ・ あらたに「保健医療の負荷の状況」などの事象を利用したレベル判断が示される。

見直しの考え方等

【レベル分類の判断指標等の見直し】

- ・ 国と同様、5段階（レベル0～4）のレベル分類を4段階（レベル1～4）に見直し
- ・ 病床の使用率をレベル1の判断指標としても設定するとともに、レベル2の判断指標としている数値を見直し
- ・ 新規報告数については、参考指標とする。
- ・ レベル判断については、最大確保病床および重症者用の最大確保病床の使用率と併せて、保健医療の負荷の状況などの「事象」を勘案し、これまでどおり総合的に判断する。

【感染拡大防止対策の移行イメージ・対策例（コロナとのつきあい方滋賀プラン）の見直し】

- ・ 上記レベル分類（5段階→4段階）への見直しなどを踏まえた見直し

レベル判断指標

- 各レベルの判断については、参考指標や外来医療のひつ迫状況等も考慮し、総合的に判断を行う。
判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標		レベル1 感染小康期	レベル2 感染拡大初期	レベル3 医療負荷増大期	レベル4 医療機能不全期
医療体制等への負荷	① 最大確保病床の使用率	30%未満	30%以上	50%以上	入院が必要な新型コロナウイルス感染症患者へ入院加療を提供できない状態
	② 重症者用の最大確保病床の使用率	—	—	50%以上	—

【参考指標】

- ・1週間当たりの人口10万人当たりの新規報告数
- ・直近1週間と先週1週間の比較
- ・実効再生産数(Rt)
- ・PCR等検査陽性率
- ・入院率
- ・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況

【判断に係る事象】

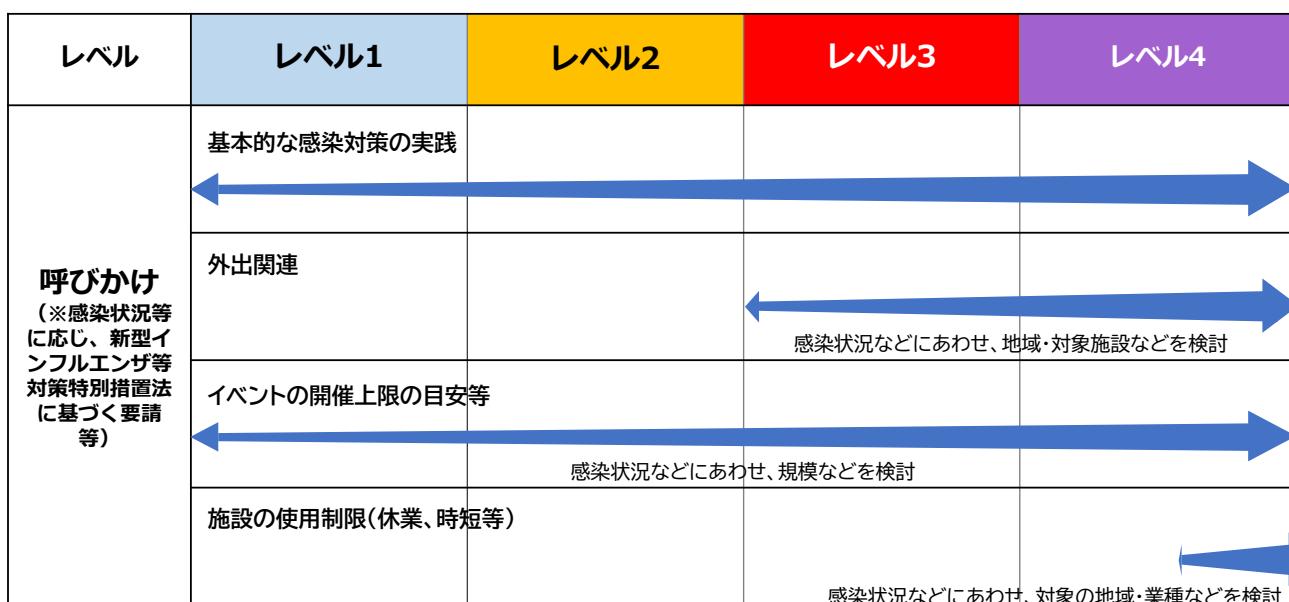
- ・発熱外来ひつ迫状況
- ・入院医療ひつ迫状況
- ・救急搬送ひつ迫状況

感染拡大防止対策

- 感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応。

なお、施設の使用制限等を行う場合においても、状況に応じて認証制度やワクチン・検査パッケージ等の適用による制限の緩和等を行う場合がある。

【対策移行のイメージ】



各ステージにおける感染拡大防止対策(例)

■対策例

レベル1

基本的な感染対策等を呼びかけ

レベル2

基本的な感染対策等について要請等

(例)

- ・ 基本的な感染対策(手洗い、場面に応じたマスクの着用、密の回避など)の徹底
- ・ ワクチン接種の積極的な検討
- ・ 感染に不安を感じる無症状の方は無料検査の受検を
など

レベル3

以下について要請等

(例)

- ・ 基本的な感染対策(手洗い、場面に応じたマスクの着用、密の回避など)の徹底
- ・ 体調に違和感がある場合は、自宅で休養し、外出・出勤等を控えることを徹底
- ・ 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出などは慎重に
- ・ 外出・移動は必要不可欠なものに限ること
- ・ 感染に不安を感じる無症状の方は無料検査の受検を
など
※ まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が適用される場合には、より強い要請も

レベル4

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 滋賀県における緊急事態措置

滋賀県

滋賀県緊急事態措置の概要

I.区域 滋賀県全域

II.期間 令和2年4月16日から令和2年5月6日

※イベントの開催自粛および施設の使用制限は4月23日0時
から令和2年5月6日まで

III.実施内容

1. 外出自粛の要請
2. イベントの開催自粛の要請
3. 施設の使用制限の要請
 - (1) 基本的に休止を要請しない施設
 - (2) 基本的に休止を要請する施設

1 外出自粓要請(特措法45条1項)

1. 県民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請
2. 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる繁華街での接待を伴う飲食店等について外出自粓を強く要請

(取組例)

【滋賀1/5ルール】

- 週5日通っている仕事を1日にして、残り4日は在宅勤務
- 50分の会議は10分に
- 食料や日用品の買い物は、家族全員で出かけるのではなく、1人で出かける
- 買い物は、毎日ではなく、週一日にまとめる

2 イベントの開催自粛要請

イベント主催者に対し、規模や場所にかかわらず、開催の自粛を要請

【自粛を要請する内容】

- 開催規模：大小を問わない
- 場所：屋内、屋外を問わない。
- 種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

(具体例)

文化的イベント(コンサート、演劇、発表会等)、
催事(物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等)、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持
に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

3 施設の使用制限の要請等

(1) 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請

① 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テークアウトサービスを含む。) ※ただし、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、 酒類の提供は午後7時までとすることを要請。(宅配・テークアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)を踏まえた整理

② 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ(学童保育)、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）

(2) 基本的に休止を要請する施設

① 特措法による要請を行う施設(特措法24条9項)

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	施設の使用停止の要請 (特措法第24条第9項)
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	正当な理由がないにもかかわらず、応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージヤン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等	
⑤文教施設	学校(大学等を除く。)	

② 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000m²を超える下記の施設）（特措法24条9項）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	施設の使用停止の要請 (特措法第24条第9項)
②博物館等	博物館、美術館、図書館	正当な理由がないにもかかわらず、応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

③ 特措法によらない協力依頼を行う施設

施設の種類	内訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※床面積の合計が1000m ² 以下の施設が対象。 ただし、100m ² 以下の施設においては、適切な感染防止対策を施した上で営業	特措法によらず、施設の使用停止の協力を依頼 ①②③④については、床面積の合計が1,000m ² 超の施設と同様の、適切な対応について協力を依頼
②博物館等	博物館、美術館、図書館 ※床面積の合計が1000m ² 以下の施設が対象。	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) ※床面積の合計が1000m ² 以下の施設が対象。	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1000m ² 以下の施設が対象。 ただし、100m ² 以下の施設においては、適切な感染防止対策を施した上で営業	
⑤遊興施設等	観光遊覧船	

参考「適切な感染防止策」についての取組例

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来場者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保 ・換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける） ・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用） ・執務室の配置変更（座席間隔や同時利用の制限）
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員（出入り業者を含む）のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・店舗・事務所内の定期的な消毒 ・窓口業務等における工夫（仕切り等の設置）
稼働時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自動車・徒歩等による出勤の推進） ・従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等） ・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）

緊急事態措置コールセンターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する県民や事業者等の疑問や不安に
対応するため、新たにコールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名称:滋賀県緊急事態措置コールセンター

設置時期:令和2年4月21日(火)から

設置場所:危機管理センター 3階 オペレーションルーム

開設時間:平日9時～18時

(ただし、令和2年4月21日(火) 18時～20時、22日(水)は、9時～20時、

また、令和2年4月25日(土)、26日(日)、4月29日(水)、5月4日(月)から5月6日(水)は、
9時～18時で開設する。)

受付方法:専用電話(10台)

受付電話番号:077-528-1344

周知方法:新型コロナウイルスに関する相談窓口一覧をHPに掲載

※滋賀県ホームページ上にもFAQを掲載予定

施設の使用制限対象施設一覧

2 基本的に休止を要請する施設

※特措法によらない協力依頼を行う施設も含まれる

カテゴリー	対象	滋賀 休止要請	滋賀 支援金対象	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	○	
	ダンスホール	対象	○	
	スナック	対象	○	
	バー	対象	○	
	ダーツバー	対象	○	
	パブ	対象	○	
	性風俗店	対象	○	
	デリヘル	対象	○	
	アダルトショップ	対象	○	
	個室ビデオ店	対象	○	
	インターネットカフェ	対象	○	
	漫画喫茶	対象	○	
	カラオケボックス	対象	○	
	射的場	対象	○	
	ライブハウス	対象	○	
	場外馬（車・舟）券場	対象	○	
	観光遊覧船	対象	○	
劇場等	劇場	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	観覧場	対象	○	
	プラネタリウム	対象	○	
	映画館	対象	○	
	演芸場	対象	○	
集会・展示施設	集会場	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	公会堂	対象	○	
	展示場	対象	○	
	貸会議室	対象	○	
	文化会館	対象	○	
	多目的ホール	対象	○	
運動・遊技施設	体育館	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請) ※ 1 屋外施設は使用停止の要請の対象外、屋内施設は対象とする（滋賀支援金の対象） ※ 2 屋外施設は使用停止の要請の対象外だが、観客席部分については、使用停止の要請の対象とする（滋賀支援金の対象）
	屋内・屋外水泳場	対象	○	
	ボウリング場	対象	○	
	スケート場	対象	○	
	スポーツクラブ	対象	○	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	○	
	ゴルフ練習場（※1）	対象外	×	
	パッティング練習場（※1）	対象外	×	
	陸上競技場（※1）（※2）	対象外	×	
	野球場（※1）（※2）	対象外	×	
	テニス場（※1）（※2）	対象外	×	
	弓道場（※1）	対象外	×	
	マージャン店	対象	○	
	パチンコ屋	対象	○	
	ゲームセンター	対象	○	
	テーマパーク	対象	○	
	遊園地	対象	○	
文教施設	幼稚園	対象	○	【要請の内容】 原則として施設の使用停止を要請
	小学校	対象	○	
	中学校	対象	○	
	義務教育学校	対象	○	
	高等学校	対象	○	
	高等専門学校	対象	○	
	中等教育学校	対象	○	
	特別支援学校	対象	○	

施設の使用制限対象施設一覧

2 基本的に休止を要請する施設

※特措法によらない協力依頼を行う施設も含まれる

カテゴリー	対象	滋賀 休止要請	滋賀 支援金対象	備考
大学・学習塾等 (※)	大学	対象	○	【床面積の合計が1000m ² 超の施設】 施設の使用停止を要請 (=休業要請) 【床面積の合計が1000m ² 以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。 (滋賀支援金対象)ただし、100m ² 以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼(滋賀支援金対象) ※オンライン授業は対象外 ※家庭教師は対象外
	専門学校	対象	○	
	高等専修学校	対象	○	
	専修学校・各種学校	対象	○	
	日本語学校・外国語学校	対象	○	
	インターナショナルスクール	対象	○	
	自動車教習所	対象	○	
	学習塾	対象	○	
	英会話教室	対象	○	
	音楽教室	対象	○	
	囲碁・将棋教室	対象	○	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	○	
	そろばん教室	対象	○	
	バレエ教室	対象	○	
	体操教室	対象	○	
博物館等	博物館	対象	○	【床面積の合計が1000m ² 超の施設】 施設の使用停止を要請 (=休業要請) (滋賀支援金対象) 【床面積の合計が1000m ² 以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼(滋賀支援金対象)
	美術館	対象	○	
	図書館	対象	○	
	科学館	対象	○	
	記念館	対象	○	
	水族館	対象	○	
	動物園	対象	○	
	植物園	対象	○	
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)	対象	○	【床面積の合計が1000m ² 以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼(滋賀支援金対象)
	旅館(集会の用に供する部分に限る)	対象	○	
商業施設	ペットショップ(ペットフード売場を除く)	対象	○	【床面積の合計が1000m ² 超の施設】 施設の使用停止を要請(滋賀支援金対象) 【床面積の合計が1000m ² 以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。ただし、100m ² 以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼(滋賀支援金対象)
	ペット美容室(トリミング)	対象	○	
	宝石類や金銀の販売店	対象	○	
	住宅展示場(戸建て、マンション)	対象	○	
	古物商(質屋を除く)	対象	○	
	金券ショップ	対象	○	
	古本屋	対象	○	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	○	
	囲碁・将棋盤店	対象	○	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	対象	○	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店、つり具店	対象	○	
	ゴルフショップ	対象	○	
	土産物店	対象	○	
	旅行代理店(店舗)	対象	○	
	アイドルグッズ専門店	対象	○	
	ネイルサロン	対象	○	
	まつ毛エクステンション	対象	○	
	スーパー銭湯	対象	○	
	サウナ	対象	○	
	エステサロン	対象	○	
	日焼けサロン	対象	○	
	脱毛サロン	対象	○	
	写真屋・フォトスタジオ	対象	○	
	美術品販売	対象	○	
	展望室	対象	○	

事業者への支援制度

滋賀県独自対策

政府の支援策

	(仮称)感染拡大防止臨時支援金	感染症対策経営力強化補助金
概要	県の休業要請に応じて、緊急事態措置期間中(4月23日～5月6日)、協力頂ける事業者への臨時の支援金 ※4月23日以前から先行して営業自粛している事業者含む	県内中小企業者等の、今後の事業活動に資する人材育成、働き方改革、新たな販路の開拓等の取組を支援
支援事業者	県内に事業所がある中小の事業者のうち、県の休業要請を受け、協力頂ける事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、または受けたと見込まれる滋賀県内に事務所または事業所を有する中小企業者等
所要見込み額	24億円 (中小企業：一律20万円、個人事業主：一律10万円)	1億円 (最大50万円) 補助率：中小企業 2/3、小規模事業者 3/4)

【雇用の維持】

雇用調整助成金の拡充

- 事業主負担の軽減
助成率の引き上げ
・中小企業 4/5 (通常2/3)
・大企業 2/3 (通常1/2)
※解雇を行わない場合
中小企業 9/10、大企業3/4
- 雇用保険被保険者でない労働者の対象者への追加

(本県独自の雇用対策)

WEB合同企業説明会

- WEB合同企業説明会を開催し、県内企業と学生とのマッチング機会を創出

【事業継続への支援】

持続化給付金新設

- 中堅・中小企業等 上限200万円
- 個人事業主等 上限100万円
- ・全ての業種を対象
- ・対象者は、売上が前年同月比
▲50%以上

【資金繰り対策】

民間金融機関を通した資金繰り支援等

- 実質無利子・保証料補助 (3年間)
- 既往債務の借換可能
- 融資限度額 3,000万円
(対象要件)
 - ・個人事業主
(売上減少▲5%以上) : 保証料ゼロ、無利子 (当初3年間)
 - ・中小・小規模事業主
(売上減少▲15%以上) : 保証料ゼロ、無利子 (当初3年間)

(本県独自の資金繰り対策)

- セーフティネット資金の保証料ゼロ(通常0.80%、0.85%)
- 新設枠 8,000万円 (保証料ゼロ)
- 借換枠 2億円 (保証料ゼロ)
- 信用保証料補助予算額：約18億円

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置として行う企業等に対する休業要請(概要)

(1)要請内容 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、企業等の活動自粛を要請

(2)要請期間 令和2年4月23日(木)から令和2年5月6日(水)まで

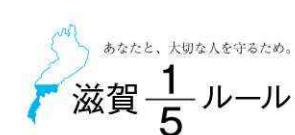
(3)要請対象施設

施設の種類	要請内容	内訳
○休業を要請する施設(面積要件なし)		
遊興施設	休業要請	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、個室ビデオ店、ライブハウス、観光遊覧船等
劇場等	休業要請	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場
集会・展示施設	休業要請	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール
運動施設、遊技施設	休業要請	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター 等
文教施設	休業要請	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
○休業を要請する施設(面積要件あり・1000m ² 以上)※1000m ² 以下については、特措法によらない休業の協力を依頼		
大学・学習塾等	休業要請	大学、自動車教習所、学習塾等 ※100m ² 以下の施設においては、適切な感染防止策を施した上で営業継続
博物館等	休業要請	博物館、美術館、図書館 等
ホテル又は旅館	休業要請	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
商業施設	休業要請	住宅展示場、古本屋、写真屋、アウトドア用品、つり具店 等 ※100m ² 以下の施設においては、適切な感染防止策を施した上で営業継続



令和2年（2020年）5月5日
総務・企画班 特措法対策チーム

滋賀県における 緊急事態措置について



基本的対処方針（5/4～）の概要について

○緊急事態宣言

引き続き全都道府県を対象として、5月31日まで延長。

「特定警戒都道府県」は、引き続き13の都道府県であり、本県は「特定警戒都道府県」以外の特定都道府県。

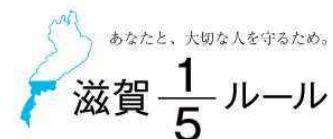
○現状および今後の取組

新規感染者は減少傾向に転じ、一定の成果。今後、より効果的な感染拡大の防止および感染者の治療を十分に行うことができる水準にまで、新規感染数を減少させる。

○感染の状況等に応じた「まん延防止策」

特定警戒都道府県においては、「最低7割、極力8割程度の接触機会低減」を目指して、取組を継続。

それ以外の県は、県をまたいだ移動、繁華街の接待を伴う飲食店等などは外出自粛を要請。施設の使用制限等は、現にクラスターが発生している施設や、「三つの密」のある施設等に対し要請を検討。



7日以降の緊急事態措置について

5月6日までの緊急事態措置の根拠

措置	種別	根拠	クラスター発生事例の有無	越境流入の懸念の有無
①外出自粛		45条1項		○
②イベント開催自粛	屋内	24条9項		○
	屋外	県独自		○
③施設使用制限	食事提供施設※1	24条9項 ※1 営業時間を午前5時～午後8時まで時短要請 ※2 観光遊覧船は県独自措置	○	
	遊興施設等※2		○	
	劇場等			
	集会展示施設		○	
	運動・遊技施設		○	○
	文教施設			
	大学・学習塾等	1,000m ² 超 ↓ 24条9項	○	○
	博物館等			○
	ホテル等（集会部分）		○	
	商業施設			○

■ 基本的考え方

近隣府県の大坂、京都、兵庫、岐阜、愛知が特定警戒都道府県であり、本県への県境を越えた人の流入が懸念されることから、本県は「準特定警戒県」として緊急事態措置を実施する。



7日以降の緊急事態措置について

■ 7日以降の緊急事態措置

緊急事態措置の区域：滋賀県全域（準特定警戒都道府県）

緊急事態措置の期間：令和2年5月31日（日）まで

緊急事態措置の内容：5月10日（日）までは、5月6日（水）までの措置を維持

- 1 外出自粛要請：5月11日以降は、「原則として居宅から外出しない」から「滋賀1/5ルールを実践し、外出の際は感染防止対策を徹底」へ変更。「Stay Home」から「Stay Home Town」へ！（県をまたいだ移動、繁華街の接待を伴う飲食店等などへの外出は自粛。）
 - 2 イベント自粛要請：5月11日（月）以降は、感染拡大防止対策の徹底を前提に、比較的小規模イベントは除く（小規模とは最大でも50人以下のイベントを想定）。特に、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期するよう、慎重な対応を求める。
 - 3 施設使用制限：5月11日（月）以降は、感染拡大防止対策の徹底を前提に、以下の順序で段階的に制限を緩和
 - ①文教施設、博物館等、県独自に要請を行っている商業施設等の1,000m²以下の施設
 - ②その他施設
- ※緩和のタイミング：①は5月11日（月）、②は専門家会議の評価、本県の感染状況および近隣特定警戒府県の措置、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの作成状況等を踏まえ決定

7日以降の緊急事態措置について

■ 7日以降の施設使用制限の考え方

1 7日以降も施設使用制限を維持することについて

- ・広い意味でのG.W.である10日（日）まで拡大防止対策を実施。
- ・11日（月）以降、本県の感染拡大の状況、近隣警戒府県の措置状況等を踏まえ、段階的に緩和。

2 制限緩和の考え方

①文教施設、博物館等および県独自に要請を行っている商業施設等の1,000m²以下の施設について、11日（月）以降は使用制限の要請は行わない。

②その他の施設については、14日（木）にも示される国の専門家会議の評価、本県の感染状況、近隣特定警戒府県の措置、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの作成状況等を踏まえ決定。

ただし、多くのクラスターが発生した遊興施設等、近隣の特定警戒府県で施設使用を制限中に本県が緩和することで流入が懸念される運動・遊技施設および大規模（1,000m²超）商業施設は、慎重に対応。

3 その他

4月24日（金）から閉鎖しているすべての県営都市公園および琵琶湖岸の自然公園園地の駐車場について、流入の防止の観点から、当面の間、閉鎖を継続。

■ 仮に再び感染拡大傾向が認められた場合の緊急事態措置のあり方

仮に、緊急事態措置の緩和の結果、再び感染の拡大傾向が認められる場合においては、必要に応じて、5月10日までと同様の厳しい緊急事態措置を行う必要があることに留意。

1 外出自粛要請（特措法45条1項、24条9項）

1. 「滋賀1/5ルールを実践し、外出の際は感染防止対策を徹底」へ変更。
「Stay Home」から「Stay Home Town」へ！（県をまたいだ移動、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は自粛。）
2. 外出の際には、「3つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を要請

（取組例）

—— あなたと大切な人を守るために「滋賀1／5ルール」 ——

「滋賀らしい生活三方よし」

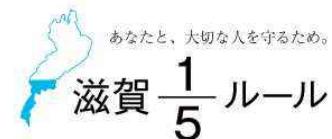
→「Stay Home」から「Stay Home Town」へ！！

- ・ 自転車で自然に親しんだり、地元の歴史文化を訪問し、滋賀の魅力を改めて感じながら健康増進
（＝免疫力の向上）につなげましょう。 （遊びに行くなら屋内より屋外）
- ・ プレゼントは「ここ滋賀ショッピングサイト」を使って、滋賀の商品のすばらしさを伝えるとともに、人ととの接触機会を減らしましょう。 （通販も利用）
- ・ 毎日、一人暮らしの方に、滋賀県の感染情報を電話で伝えることで、感染情報の共有をはかるとともに、孤立をふせぎましょう。 （地域の感染状況に注意する）



「滋賀らしい生活三方よし」

「家」でよし	<ul style="list-style-type: none">・毎朝、体温測定、健康チェックをしましょう。・発熱がある場合は無理をせず自宅で休みましょう。・外出は計画的に、動画やオンラインを活用しましょう。・家に帰ったらまず丁寧に手洗い。体を清潔に保ちましょう。
「外」でよし	<ul style="list-style-type: none">・琵琶湖岸を走るときは、症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットを徹底しましょう。・遊びにいくなら、屋内より屋外で滋賀県の豊かな魅力に親しみましょう。・必ずソーシャルディスタンス(できるだけ2m、最低1m)を確保しましょう。・混んでいる時間帯は避けるなど、人と人との接触機会を減らしましょう。(5分の1)・移動は、徒歩や自転車も活用しましょう。
「社会 (滋賀)」よし	<ul style="list-style-type: none">・感染が流行している地域への移動は避けましょう。・帰省や旅行、出張はやむを得ない場合だけにしましょう。・テレワークやローテーション勤務を活用しましょう。・発症した時のため、自分の行動を残しておきましょう。・毎日、滋賀県の感染情報を共有しましょう。・今こそ、一人も取り残さない。



2 イベントの開催自粛要請

イベント主催者に対し、開催の自粛を要請

【自粛を要請する内容】 (5月10日まで)

- 開催規模、場所にかかわらず、生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

【自粛を要請する内容】 (5月11日以降)

- 開催規模：比較的小規模イベントは除く（小規模とは最大でも50人以下のイベントを想定）
- 場所：屋内、屋外を問わない。
- 種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント
特に、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期するよう、慎重な対応を求める。

ただし、次の条件を満たす必要がある。

- ①適切な感染防止対策が講じられること
- ②「3つの密」の発生が原則想定されないこと
- ③大声での発生、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が原則想定されないこと

(要請対象外の具体例)

上記の条件が満たされる

- ・ 演奏会（歌唱を伴わないもの）や茶会などの室内イベント
- ・ 野外におけるイベント（近距離での会話を伴わないもの）など

3 施設の使用制限の要請等

(1) 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請

① 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※ただし、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、 酒類の提供は午後7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月16日変更）を踏まえた整理

② 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）

(2) 基本的に休止を要請する施設

※文教施設、博物館等および県独自に要請を行っている1,000m²以下の施設は、11日以降は要請を行わない。その他の施設については、14日にも示される国の専門家会議の評価、本県の感染状況、近隣特定警戒 府県の措置、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの作成状況等を踏まえ対応を決定。

① 特措法による要請を行う施設（特措法24条9項）

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	施設の使用停止の要請（特措法第24条第9項） 正当な理由がないにもかかわらず、応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等	
⑤文教施設 (～5月10日まで)	学校（大学等を除く。） ※ 5月11日以降は施設の使用制限の要請を行わないが、施設管理者において、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開できるものとする。	

**② 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000m²を超える下記の施設）
(特措法24条9項)**

施設の種類	内訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	施設の使用停止の要請 (特措法第24条第9項) 正当な理由がないにもかかわらず、応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
②博物館等 (～5月10日まで)	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

③ 特措法によらない協力依頼を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等 (~5月10日まで)	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、 学習塾 等 ※床面積の合計が1000m ² 以下の施設が対象。 ただし、100m ² 以下の施設においては、適切な感染防止対策を施した上で営業	特措法によらず、施設の使用停止の協力を依頼 (5月10日まで) ①②③④については、床面積の合計が1,000m ² 超の施設と同様の、適切な対応について協力を依頼
②博物館等 (~5月10日まで)	博物館、美術館、図書館 ※床面積の合計が1000m ² 以下の施設が対象。	5月11日以降の営業にあたっては、「3つの密」を避けることなど、基本的な感染対策の徹底等を要請
③ホテル又は旅館 (~5月10日まで)	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。) ※床面積の合計が1000m ² 以下の施設が対象。	
④商業施設 (~5月10日まで)	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1000m ² 以下の施設が対象。 ただし、100m ² 以下の施設においては、適切な感染防止対策を施した上で営業	
⑤遊興施設等	観光遊覧船	特措法によらず、施設の使用停止の協力を依頼

【参考】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

	屋外		屋内									
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー 等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店			
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限		滞在時間 の制限		少人数で 滞在時間 の制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限			
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印をつ ける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける			
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気			
衛生 対策 ・ その他	マスク着用											
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける									
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生			こまめな 手洗い	入場時 手指衛生					
	共用物品・設備の消毒（ディスコの利用も）、キャッシュレス											
	—		(滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック									
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散											

内閣官房：緊急事態措置の維持及び緩和等についてより抜粋

緊急事態措置コールセンター

特措法に定める要請・指示等の措置および新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金に対する県民や事業者等の疑問や不安に対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名称：滋賀県緊急事態措置コールセンター

設置時期：令和2年4月21日（火）から令和2年6月30日（火）

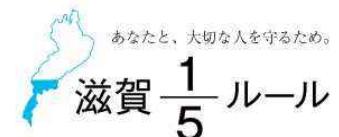
設置場所：危機管理センター 3階 オペレーションルーム

開設時間：5月6日（水）まで 9時～18時
5月7日（木）以降 平日9時～17時

受付方法：専用電話（10台）

受付電話番号：077-528-1344

周知方法：新型コロナウイルスに関する相談窓口一覧をHPに掲載



まん延防止等重点措置等 (医療体制非常事態)

- 県内全域において特別警戒の対策
- 特に県内全13市を重点措置を講じる区域として対策を強化

不要不急の外出自粛の徹底

(8月6日～8月31日)

- 不要不急の都道府県間の移動を自粛
帰省・旅行については「行かない」「呼ばない」「延期」の選択を!
- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等の利用は控えて!

屋外での運動や散歩などの健康の維持の活動は継続して実践

飲食店等の営業時間の短縮

(8月8日～8月31日)

重点措置を講じるべき区域(県内全13市)：5時～20時までの営業
(酒類提供停止)

その他地域：5時～21時までの営業(酒類提供20時まで)
詳細については別紙

イベントの開催制限

(8月8日～8月31日)

人数上限の目安を5,000人に強化。開催する場合は21時まで
規模など、詳細については別紙

テレワーク・時差出勤等の徹底

基本的な感染対策の徹底

ワクチン接種後も基本的な感染対策の徹底を

大切な人の命を守るために、接触機会⁶⁵の低減に ご協力をお願いします。

滋賀県の対応

	内容	時期
	県立施設については、開館時間を短縮	(8/8～8/31)
	湖岸緑地等の駐車場の閉鎖	(8/7～8/31)
	'今こそ滋賀を旅しよう！'	新規販売を一時停止 (8/5～)
	スポーツサイクルレンタル助成事業	新規受付を一時停止 (8/5～)
	GoToEat 事業者には、早期の認証取得を要請	<ul style="list-style-type: none">引き続き新規発行の一時停止購入済の食事券等の利用もお控えください。

滋賀県営業時間短縮要請コールセンター

- 設置時期：令和3年8月6日(金) 17時～
- 開設時間：平日 9時～17時
8月7日(土)～9日(月祝)も設置
8月6日(金)は、17時～21時
- 電話番号：077-528-1341

県施設の休館状況

[令和3年8月6日更新]

施設名	所在地	電話番号	状況	休館等の期間
矢橋帰帆島公園	草津市矢橋町字帰帆2108	077-567-1969	駐車場閉鎖、バーベキュー・キャンプ、屋外スポーツ施設の利用禁止	8月7日～8月31日
県営都市公園・自然公園園地		077-528-4281	駐車場閉鎖、バーベキュー・キャンプの利用禁止	8月7日～8月31日

上記に記載のない県施設は、感染防止対策を講じた上で原則開館しておりますが、詳細につきましては各施設のホームページ等をご確認ください。

休館等の期間は、今後の状況等を踏まえて変更する場合があります。

県施設の開館時間の短縮状況

[令和3年8月6日更新]

施設名	所在地	電話番号	影響する施設	変更後の開館時間	開館時間短縮の期間
びわ湖ホール	大津市打出浜15-1	077-523-7133	全館	9:00～21:00 注1	8月8日～8月31日
文化産業交流会館	米原市下多良2丁目137	0749-52-5111	イベントホール、小劇場、練習室、会議室	8:30～21:00 注1	8月8日～8月31日
希望が丘文化公園 (スポーツ施設)	野洲市北桜978	077-588-3251	屋内テニスコート (夜間利用)	17:00～20:00 注2	8月8日～8月31日
希望が丘文化公園 (野外活動センター)	蒲生郡竜王町薬師1178	077-586-2111	全館(キャンプ施設・ロッジを除く)	9:00～21:00	8月8日～8月31日
希望が丘文化公園(青年の城)			全館(宿泊室を除く)	9:00～21:00	8月8日～8月31日
長浜バイオ大学ドーム (長浜ドーム)	長浜市田村町1320	0749-64-0808	全館	8:30～20:00 注2	8月8日～8月31日
ウカルちゃんアリーナ(県立体育館)	大津市におの浜4-2-12	077-524-0221	全館	8:30～20:00 注2	8月8日～8月31日
栗東体育館	栗東市上鈎514	077-551-1030	全館	8:30～20:00 注2	8月8日～8月31日
武道館	大津市におの浜4-2-15	077-521-8311	全館	8:30～20:00 注2	8月8日～8月31日
スポーツ会館	大津市御陵町4-1	077-522-0301	全館(宿泊室を除く)	9:00～20:00 注2	8月8日～8月31日
アイスアリーナ	大津市瀬田大江町17-3	077-547-5566	全館	8:30～20:00 注2	8月8日～8月31日
オセアンBCスタジアム彦根 (彦根総合運動場野球場)	彦根市松原町3028	0749-23-4911	全館	8:30～20:00 注2	8月8日～8月31日
OSPホッカースタジアム (伊吹運動場)	米原市春照105	0749-58-0105	全館	8:30～20:00 注2	8月8日～8月31日
障害者福祉センター	草津市笠山8丁目5-130	077-564-7327	全館予約済団体のみ 利用可(個人利用不可)	9:30～20:00	8月8日～8月31日
琵琶湖モーターポート競走場	大津市茶が崎1-1	077-522-1122	外向発売所(レイクルビ わこ)	8:00～20:00	8月8日～8月31日

注1 イベント開催がない場合は20時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

注2 イベント開催がある場合は21時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

上記に記載のない県施設は、感染防止対策を講じた上で原則開館しておりますが、詳細につきましては各施設のホームページ等をご確認ください。

営業時間の短縮の期間は、今後の状況等を踏まえて変更する場合があります。

滋賀県における 緊急事態措置

区域：県内全域

期間：8月27日～9月12日

あなたと大切な人の命を
守るために！

～ゼロ密を目指そう！～

1. 不要不急の外出自粛の徹底

2. 催物（イベント等）の開催制限

3. 施設への休業要請等

3-1 飲食店等に対する休業等

3-2 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等

3-3 営業時間短縮要請等の問い合わせ先

4. 事業者の皆さんへのお願い

5. 公共交通機関への協力依頼

6. 大学等へのお願い

7. 県立中学校、高等学校、特別支援学校の対応

8. 県立施設の対応等

1 不要不急の外出自粛の徹底

(特措法第45条第1項、第24条第9項に基づく要請)

県民の皆さまへのお願い！

・ 外出は控えて（特に20時以降は徹底）

※ 通院、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く

- ・ 外出する場合は機会の半減を
- ・ 極力家族やいつも一緒にいる仲間と少人数で
- ・ 買い物の回数や人数を最低限に
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業等の要請に応じていない飲食店等の利用は控えて
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒は控えて
- ・ 都道府県間の移動の自粛

県外の皆さまへのお願い！

・ 滋賀県への不要不急の来県は控えて（特措法第24条第9項）

基本的な感染対策を徹底（特措法第24条第9項）

- 手洗い、マスクの着用
- 家庭・職場での感染対策を徹底
- 少しでも症状がある場合、早めに受診を

2 催物（イベント等）の開催制限

（特措法第24条第9項に基づく要請）

○開催する場合は、下記の目安で実施してください

期 間：8月27日(金)0時～9月12日(日)24時

※ 8月28日までにチケットの販売が開始されたものには下記の目安を適用しない。ただし、8月29日から、下記の目安を満たさないチケットの新規販売の停止をお願いします。

収容率

50%以下

かつ

5,000人

人数上限

21時まで

開催時間

○大規模イベントにおける感染防止策の事前相談について

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

○ 電話番号:077-528-1344

○ 開設時間:9:00～17:00(平日のみ)

3 – 1 飲食店等に対する休業等

(特措法第45条第2項、第24条第9項に基づく要請)

- 飲食店等を営む皆さんに対し、以下の内容により要請します。
【要請内容】 (第45条第2項、第24条第9項)

- ① 対象期間 令和3年8月27日 0時～令和3年9月12日 24時
- ② 対象施設・要請内容 以下のとおり

施設の種類		要請内容	
飲食店等	【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む。)、 喫茶店 等(宅配・テークアウトサービスを除く。) 【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ等※1で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む。) 【結婚式場】	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)またはカラオケ設備提供をする場合	休業
		酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)およびカラオケ設備を提供しない場合	営業時間短縮(5時から20時まで)

※ 結婚式場は、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、なるべく(50人または収容定員の50%のいずれか小さいほう)での開催をお願いします。

③ 営業に際しての要請内容

要請内容

(特措法第45条第2項に基づく要請)

- 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- 入場者の整理および誘導
- 発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止
- 手指の消毒設備の設置
- 施設の消毒、換気
- マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知
- アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等飛沫防止等の対策

(特措法第24条第9項に基づく要請)

- 「もしサポ滋賀」の登録およびQRコードの読み取りの呼びかけ
- 感染予防対策実施宣言書の掲示
- 業種別ガイドラインの遵守 (最新の業種別ガイドラインの確認を)

※ インターネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。)およびカラオケ設備の使用自粛の協力ををお願いする。

3-2 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等

(特措法第45条第2項、第24条第9項に基づく要請)

① 営業時間短縮等

- 以下の施設の皆さまに対し、以下の内容により要請等を行います。

【要請内容】

- 対象期間 令和3年8月27日 0時～令和3年9月12日 24時
- 対象施設・要請内容 以下のとおり

(1) 商業施設等

施設の種類	内訳	内容	
		1,000m ² 超	1,000m ² 以下
商業施設(第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など(生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く)	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 営業時間短縮 20時まで 	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 営業時間短縮 20時まで
遊技施設(第9号) (※2)	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなど	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。
遊興施設(第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場など	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> 酒類提供等の自粛(※1)
サービス業を営む施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など		

※1:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む)。)およびカラオケ設備使用自粛

※2:遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、第45条第2項に基づく要請の対象となる。

(2) イベント関連施設

施設の種類	内訳	1,000m ² 超	1,000m ² 以下
劇場、映画館等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 21時までの営業時間短縮(イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮) 	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 21時までの営業時間短縮(イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮)
集会・展示施設等 (第5号)	集会場、公会堂など	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> 酒類提供等の自粛(※1)
展示施設等(第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど	※オンライン配信の場合は時間短縮不要	※オンライン配信の場合は時間短縮不要
ホテル・旅館(第8号)	ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る。)		
運動施設、遊技施設(第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオなど	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 20時までの営業時間短縮(イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) 	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 20時までの営業時間短縮(イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) 酒類提供等の自粛(※1)
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	※オンライン配信の場合は時間短縮不要	※オンライン配信の場合は時間短縮不要

▶ イベント開催時は、人数上限等の要件の遵守を要請する。

※1:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む)。)およびカラオケ設備使用自粛

(3) その他の施設

施設の種類	内訳	要請内容
学校、社会福祉施設 (第1号～第3号)	幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専修学校等、保育所、介護老人保健施設	(特措法第24条第9項) ・ 学校等において、感染リスクの高い活動等の制限 ・ 大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等(要請内容の詳細は、下記6のとおり) ・ 感染防止対策の徹底
集会施設等(第5号)	葬祭場	(法に基づかない協力の呼びかけ) 酒類提供の自粛(酒類の店内持込含む。)
博物館等(第10号)	図書館	(特措法第24条第9項) ・ 感染防止対策の徹底 (法に基づかない協力の呼びかけ) ・ 適切な入場整理
遊興施設(第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶など(※1)	(法に基づかない協力の呼びかけ) ・ 適切な入場整理
サービス業を営む施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	・ 店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)およびカラオケ設備の使用自粛
学習支援施設 (第13号)	自動車教習所、学習塾など	(法に基づかない協力の呼びかけ) ・ オンラインの活用等

※1 インターネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込含む。）およびカラオケ設備の使用自粛の協力をお願いする。

② 入場者の整理等

(特措法第45条第2項)

- 商業施設(第7号)(1,000m²超)の管理者等は、「人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等」(以下「人数制限を含む入場者の整理等」という。)を行うこと。

(特措法第24条第9項)

- 百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は、特に「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- 商業施設(第7号)以外の施設(1,000m²超)の管理者等(上記①(1)(2)に限る)は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。
- 感染防止のための「人数制限を含む入場者の整理等の実施」の状況をホームページ等で広く周知すること。
- 発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止

(法に基づかない協力の呼びかけ)

- ・商業施設(第7号)(1,000m²以下)の管理者等は、「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- ・商業施設(第7号)以外の施設(1,000m²以下)の施設管理者等(上記①(1)(2)に限る)は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。

③ 業種別ガイドライン

(特措法第24条第9項)

- ・業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
(最新の業種別ガイドラインの確認を)

3 – 3 営業時間短縮要請等の問い合わせ先

「滋賀県営業時間短縮要請センター」

- 開設時間:平日 9時~17時
- 電話番号:077-528-1341

4 事業者の皆さまへのお願い

(特措法24条第9項に基づく要請)

テレワーク・時差出勤等の徹底

- ・「出勤者数の7割削減」を目指す
- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- ・出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤により人との接触機会を低減する取組を推進
- ・職場に出勤する場合でも、会議はオンライン会議を推進

5 公共交通機関への協力依頼

(基本的対処方針に基づく協力の呼びかけ)

- ・JR、私鉄、バス等の交通事業者に対して、主要駅等における検温の実施等の協力を依頼

6 大学等へのお願い

(特措法24条第9項に基づく要請)

大学等に対しては、以下の対応を要請します。

1.授業の実施方法

- ▶ 授業は、人と人との接触をなるべく減らすため、オンラインの積極的な活用、またはクラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避

2. 感染防止策の徹底

- ▶ 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底
- ▶ 発熱等の症状がある場合は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底

3. 感染リスクの高い活動の自粛

- ▶ 学生に対し、以下の行動の自粛徹底を呼びかけ
 - ・ クラスター発生のリスクがある部活動（特に、合宿や他校との練習試合）および課外活動
 - ・ 多人数が接触する活動および前後の会食
 - ・ 旅行・帰省や、友人宅での飲み会

7 県立中学校、高等学校、特別支援学校の対応

県立学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」※における地域の感染レベルをレベル2からレベル3に引き上げ、以下の対応を行う。

※文部科学省の衛生管理マニュアルを踏まえ、県教育委員会が定めた学校の行動基準

県立学校等の感染対策のポイント

○修学旅行は発令期間中に出発する旅行は延期

○部活動は実施しない

・ただし、全国・近畿大会等の公式大会への参加は可能とし、同大会に向けた練習については感染症対策を徹底して実施可能とする

○学園祭・体育祭は準備行為を含め、延期または中止

○登校等は各学校の実態を踏まえ、公共交通機関が混雑する時間帯を避けて上下校ができるよう授業時間帯の変更や短縮授業の実施も可能とする

○びわ湖フローティングスクールは延期

8 県立施設の対応等

	内容	時期
●	県立施設については、休館または開館時間を短縮(詳細は別紙1)	(8/8~9/12)
●	湖岸緑地等の駐車場の閉鎖	(8/7~9/12)
●	「今こそ滋賀を旅しよう！」	<ul style="list-style-type: none">新規販売を一時停止 (8/5~)緊急事態宣言中の新規予約は停止
●	スポーツサイクルレンタル助成事業	新規受付を一時停止 (8/5~)
●	GoToEat	<p>※事業者には、早期の認証取得を要請</p> <ul style="list-style-type: none">引き続き新規発行の一時停止購入済の食事券等の利用もお控えください。

主な県立施設の状況

【令和3年8月26日更新】

施設名	所在地	電話番号	影響する施設	状況	期間	備考
県民交流センター	大津市におの浜1-1-20	077-527-3315	全館	9:00~21:00※注 1 収容率50%以内	8月27日~9月12日	収容率の変更
びわ湖ホール	大津市打出浜15-1	077-523-7133	全館	9:00~21:00※注 2 収容率50%以内	8月27日~9月12日	開館時間の短縮 収容率の変更
文化産業交流会館	米原市下多良2丁目137	0749-52-5111	イベントホール、小劇場、練習室、会議室	9:00~21:00※注 2 収容率50%以内	8月27日~9月12日	開館時間の短縮 収容率の変更
希望が丘文化公園	蒲生郡竜王町薬師1178	077-586-2111	芝生ランド等の広場および駐車場以外の施設	利用休止	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限
美術館	大津市瀬田南大萱町1740-1	077-543-2111	全館	展示入替のため休館中	8月23日~9月17日	
安土城考古博物館	近江八幡市安土町下豊浦6678	0748-46-2424	全館	入館者1部屋50人以内	8月27日~9月12日	入館者数の制限
長浜バイオ大学ドーム(長浜ドーム)	長浜市田村町1320	0749-64-0808	全館	休館	8月27日~9月12日	
ウカルちゃんアリーナ(県立体育館)	大津市におの浜4-2-12	077-524-0221	全館	休館	8月27日~9月12日	
栗東体育館	栗東市上鈎514	077-551-1030	全館	休館	8月27日~9月12日	
武道館	大津市におの浜4-2-15	077-521-8311	全館	休館	8月27日~9月12日	
スポーツ会館	大津市御陵町4-1	077-522-0301	全館	休館	8月27日~9月12日	
アイスアリーナ	大津市瀬田大江町17-3	077-547-5566	全館	休館	8月27日~9月12日	
オセアンBCスタジアム彦根(彦根総合運動場野球場)	彦根市松原町3028	0749-23-4911	全館	休館	8月27日~9月12日	
関西みらいローエングセンター(琵琶湖漕艇場)	大津市玉野浦6-1	077-545-2165	全館	休館	8月27日~9月12日	
ライフル射撃場	大津市大石東町鉢峠	077-546-0983	全館	休館	8月27日~9月12日	
OSPホッカースタジアム(伊吹運動場)	米原市春照105	0749-58-0105	全館	休館	8月27日~9月12日	
柳が崎ヨットハーバー	大津市柳が崎1-2	077-527-1141	全館	休館	8月27日~9月12日	
琵琶湖博物館	草津市下物町1091	077-568-4811	全館	休館	8月27日~9月12日	
矢橋帰帆島公園	草津市矢橋町字帰帆2108	077-567-1969	駐車場、バーベキュー・キャンプ、屋外スポーツ施設	閉鎖、利用休止	8月7日~9月12日	
苗鹿公園	大津市苗鹿三丁目1番1号	077-579-4816	駐車場、テニスコート	閉鎖、利用休止	8月27日~9月12日	
淡海環境プラザ	草津市矢橋町字帰帆2108	077-569-5306	全館	休館	8月27日~9月12日	
近江富士花園公園	野洲市三上519	077-586-1930	宿泊施設、バーベキュー場	利用休止	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限
平和祈念館	東近江市下中野町431	0749-46-0300	全館	休館	8月27日~9月12日	
障害者福祉センター	草津市笠山8丁目5-130	077-564-7327	(1)スポーツ施設 (2)会議室	(1)利用休止 (2)9:30~17:00 (会議利用のみ)	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限 開館時間の短縮
視覚障害者センター	彦根市松原1丁目12-17	0749-22-7901	点字図書館	来館利用の制限 (電話・メール対応のみ)	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限

施設名	所在地	電話番号	影響する施設	状況	期間	備考
びわ湖こどもの国	高島市安曇川町北船木2981	0740-34-1392	虹の家(宿泊利用) キャンプ場	利用休止	8月28日～9月12日	駐車場、芝生広場、虹の家(宿泊除く)は利用可能
動物保護管理センター	湖南市岩根136-98	0748-75-1911	啓発施設	利用休止	8月27日～9月12日	譲渡前講習会は事前予約制に制限
男女共同参画センター	近江八幡市鷹飼町80-4	0748-37-3751	全館	9:00～20:00 収容率50%以内	8月8日～9月12日	開館時間の短縮 収容率の変更
陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188-7	0748-83-0909	陶芸館	入館者50人以内	8月27日～9月5日	陶芸館の展示は9/5まで
畜産技術振興センター	蒲生郡日野町山本695	0748-52-1221	ふれあい広場	閉鎖、利用休止	8月27日～9月12日	
醒井養鱒場	米原市上丹生	0749-54-0301	全域	休場	8月27日～9月12日	
琵琶湖岸の県営都市公園(湖岸緑地)・自然公園園地		077-528-4281 077-528-3481	駐車場、バーベキュー・キャンプ	閉鎖、利用休止	8月7日～9月12日	
奥びわスポーツの森	長浜市早崎町1667	0749-72-2548	多目的運動広場 テニスコート グラウンドゴルフ場 会議室	利用休止	8月27日～9月12日	一部施設の利用制限
びわこ文化公園	大津市瀬田南大萱1740-1	077-543-5831	集会室 茶室夕照庵	利用休止	8月27日～9月12日	一部施設の利用制限
長浜バイオ大学ドーム宿泊研修館(長浜ドーム宿泊研修館)	長浜市田村町1411-1	0749-64-2880	全館	原則開館 ただし、個人利用は一部制限あり	当面の間	
図書館	大津市瀬田南大萱町1740-1	077-548-9691	全館	通常どおり (混雑状況により、入館制限をする可能性あり)	8月27日～9月12日	・短時間(30分以内)利用の呼びかけ ・座席の削減
琵琶湖モーターボート競走場	大津市茶が崎1-1	077-522-1122	外向発売所(レイクル びわこ)	8:00～20:00	8月8日～9月12日	開館時間の短縮

※注1 イベント開催がない場合は19時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

※注2 イベント開催がない場合は20時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

※ 上記に記載のない県施設は、感染防止対策を講じた上で原則開館しておりますが、詳細につきましては各施設のホームページ等をご確認ください。

※ 休館や営業時間の短縮等の期間は、今後の状況等を踏まえて変更する場合があります。

滋賀県における緊急事態措置 による事業者支援について

9. 飲食店等に対する協力金

10. 飲食店等以外に対する協力金

11. 酒類販売事業者に対する支援金

12. 事業継続支援金

13. 中小企業者の資金繰りに対する支援

9 – 1 飲食店等に対する協力金

- まん延防止等重点措置（8月8日～8月26日、19日間）

対象区域	重点措置を講じる区域 (県内 13市)	その他の区域 (県内 6町)
中小企業等	1 店舗あたり売上高に応じ 3万円/日～10万円/日	1 店舗あたり売上高に応じ 2.5万円/日～7.5万円/日
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 (中小企業も選択可。上限20万円※) <small>※その他の区域の場合は、20万円または前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高 ×0.3のいずれか低い額</small>	

※中小企業等については、早期給付を実施（8月16日～27日）
重点措置を講じる区域：36万円、その他の区域：30万円

9 – 2 飲食店等に対する協力金

●緊急事態措置（8月27日～9月12日、17日間）

対象区域	<u>緊急事態措置を講じる区域 (県内全域)</u>
中小企業等	1店舗あたり売上高に応じ <u>4万円/日～10万円/日</u>
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 (中小企業も選択可。上限20万円※) ※その他の区域の場合は、20万円または前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額
<u>カラオケ店</u>	<u>食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店 (売上高等に関わらず一律2万円)</u>

10－1 飲食店等以外に対する協力金

●まん延防止等重点措置（8月8日～8月26日、19日間）

■対象地域 重点措置を講じる区域（県内13市）

■支給額

商業施設等、
イベント関連施設
(1,000m²超の施設)

時短営業した面積
1,000m²ごとに20万円／日

×

短縮した時間／本来の営業時間

(10以上のテナントを所有している施設については、1店舗あたり2千円/日を追加支給)

商業施設等、イベント関連施設
のテナント、出店者

時短営業した面積
100m²ごとに2万円／日

×

短縮した時間／本来の営業時間

10－2 飲食店等以外に対する協力金

●緊急事態措置（8月27日～9月12日、17日間）

■対象地域 緊急事態措置を講じる区域（県内全域）

■支給額

商業施設等、 イベント関連施設 (1,000m ² 超の施設)	商業施設等、イベント関連施設 のテナント、出店者
<p>時短営業した面積 1,000m²ごとに20万円／日 × 短縮した時間／本来の営業時間</p> <p>(10以上のテナントを所有している施設については、1店舗あたり2千円/日を追加支給)</p>	<p>時短営業した面積 100m²ごとに2万円／日 × 短縮した時間／本来の営業時間</p>

11 酒類販売事業者に対する支援金

対象月	8月および9月
対象者	酒類販売事業者
要件	<ul style="list-style-type: none">・県内に本社または本店があること。・国の月次支援金の給付決定を受けていること。・まん延防止等重点措置の適用および緊急事態宣言による酒類の提供停止を伴う営業時間短縮要請・休業要請に応じた飲食店との取引があること。・月間売上額が前年（前々年）同月比で50%以上減少していること。
支給金額	<p>以下の①または②のいずれか小さい金額</p> <p>①ア 月間売上額が前年（前々年）同月比で<u>50%以上減少</u> 中小法人等：<u>上限20万円／月</u>、個人事業主：<u>上限10万円／月</u></p> <p>イ 月間売上額が前年（前々年）同月比で<u>70%以上減少</u> 中小法人等：<u>上限40万円／月</u>、個人事業主：<u>上限20万円／月</u></p> <p>ウ 月間売上額が前年（前々年）同月比で<u>90%以上減少</u> 中小法人等：<u>上限60万円／月</u>、個人事業主：<u>上限30万円／月</u></p> <p>②売上減少額から月次支援金の給付額を控除した額</p>

※事業継続支援金（第1期・85
27第2期・第3期）との併給可

12－1 事業継続支援金（第2期）

対象月	7－8月	
対象者	<p>ア:国の「月次支援金」を2021年の7月～8月のいずれかの月で受給した県内中小企業等 イ:新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の7月～8月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少している県内中小企業もしくは7月と8月の売上の合計が30%以上減少した県内中小企業者等</p>	
支給額	中小企業等	20万円
	個人事業主	10万円

※協力金、事業継続支援金（第1期・第3期）との併給不可
※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

12－2 事業継続支援金（第3期）

対象月	9－10月	
対象者	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の9月～10月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少している県内中小企業もしくは9月と10月の売上の合計が30%以上減少した県内中小企業者等	
支給額	中小企業等	20万円
	個人事業主	10万円

※協力金、事業継続支援金（第1期・第2期）との併給不可
※酒類販売事業者に対する支援金との併給不可

13 中小企業者の資金繰りに対する支援

資金名	短期事業資金（コロナ枠）
資金使途	<ul style="list-style-type: none">商品の仕入れ、代金決済、従業員等の給与等に要する運転資金国や県等が交付する補助金等が交付されるまでのつなぎ資金
融資対象者	中小企業者（原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円である者に限る。）、事業協同組合、企業組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合
融資限度額	<u>1,000万円</u> （従来：1,500万円）
融資利率	年2.2% <u>以内</u> （従来：年2.2%）
融資期間	1年以内
信用保証	<u>必ず保証付き</u> （従来：必要に応じて保証） 保証料率年0% <u>（全額、県が補助）</u> （従来：保証料率年0.45%～1.9%）
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる

※従来の「短期事業資金（通常枠）」に、コロナ枠を追加

14月次支援金（国）

要件	・対象月の緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること ・2021年の月間売上が、2019年または2020年の同月比で50%以上減少
給付額	2019年または2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上
給付額 上限	中小法人等 上限20万円／月
	個人事業者等 上限10万円／月

※協力金との併給不可

※事業継続支援金（第1期・第2期・第3期）との併給可

※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

新型コロナウイルス感染拡大防止システム



『もしサポ滋賀』

～事業者の皆様へのご案内～

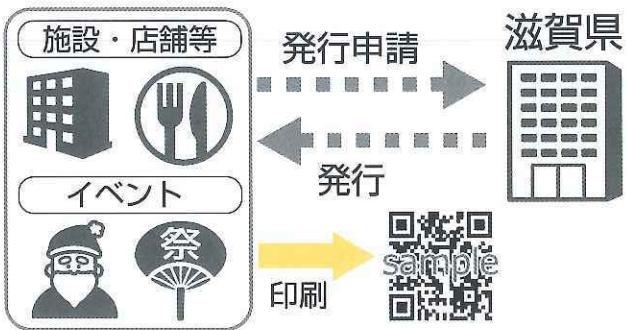


システムの概要

- 滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、県内の施設等を利用する際、QRコードを活用して利用者自身が施設等の利用歴を登録していただくことで安心して施設等をご利用いただくためのシステムをスタート
- 施設等を利用された方の感染が後日判明し、濃厚接触の疑いがある方には、滋賀県からLINEによりお知らせします。

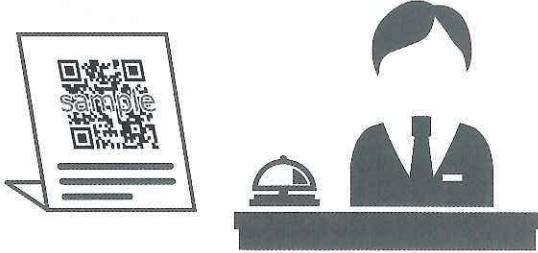
施設等がQRコードを発行申請

WebフォームからQRコードの発行を申請する



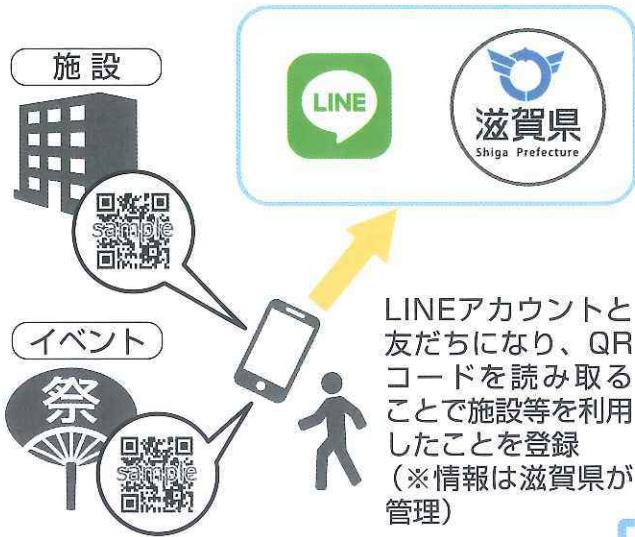
QRコードを施設等で掲示

発行を受けたQRコードを施設やイベントの受付・入口等に掲示して、施設利用者に読み取りを呼びかける



利用者がQRコードを読み取り

利用者は施設等を訪れたときにQRコードを読み取る



滋賀県からお知らせ

同じ施設等の利用者に新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所が不特定の方への感染のおそれが高いと判断した場合には対象者にLINEメッセージでお知らせする。



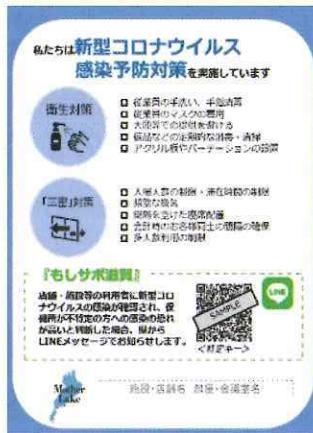
1

「感染予防対策実施宣言書」

宣言書の概要

- 施設等でどのような感染予防対策を実施しているか、一覧で示すことが可能です。
- 宣言書を掲示することで、来訪された方に、感染予防対策に取り組んでいることを分かりやすく示すことができます。

宣言書1



宣言書2



「もしサポ滋賀」QRコード・宣言書の取得方法

以下のURLまたはQRコードから専用サイトにアクセスして事業所等の情報、施設で行っている感染予防対策を登録していただくことで、発行されます。

URL <https://shiga.qr.liny.jp/entry>



【QRコード】

QRコード・宣言書の取得手順

手順1 業態・事業所名・事業所住所・連絡先等を入力

手順2 施設等で実施している感染予防対策を選択 ※宣言書を取得しない場合は入力不要です。

手順3 入力内容を確認し申請（申請ボタンをクリック）

手順4 発行されたQRコード・宣言書をダウンロード・印刷し、掲示してください。

「もしサポ滋賀」の詳細はこちら

URL <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/312530.html>

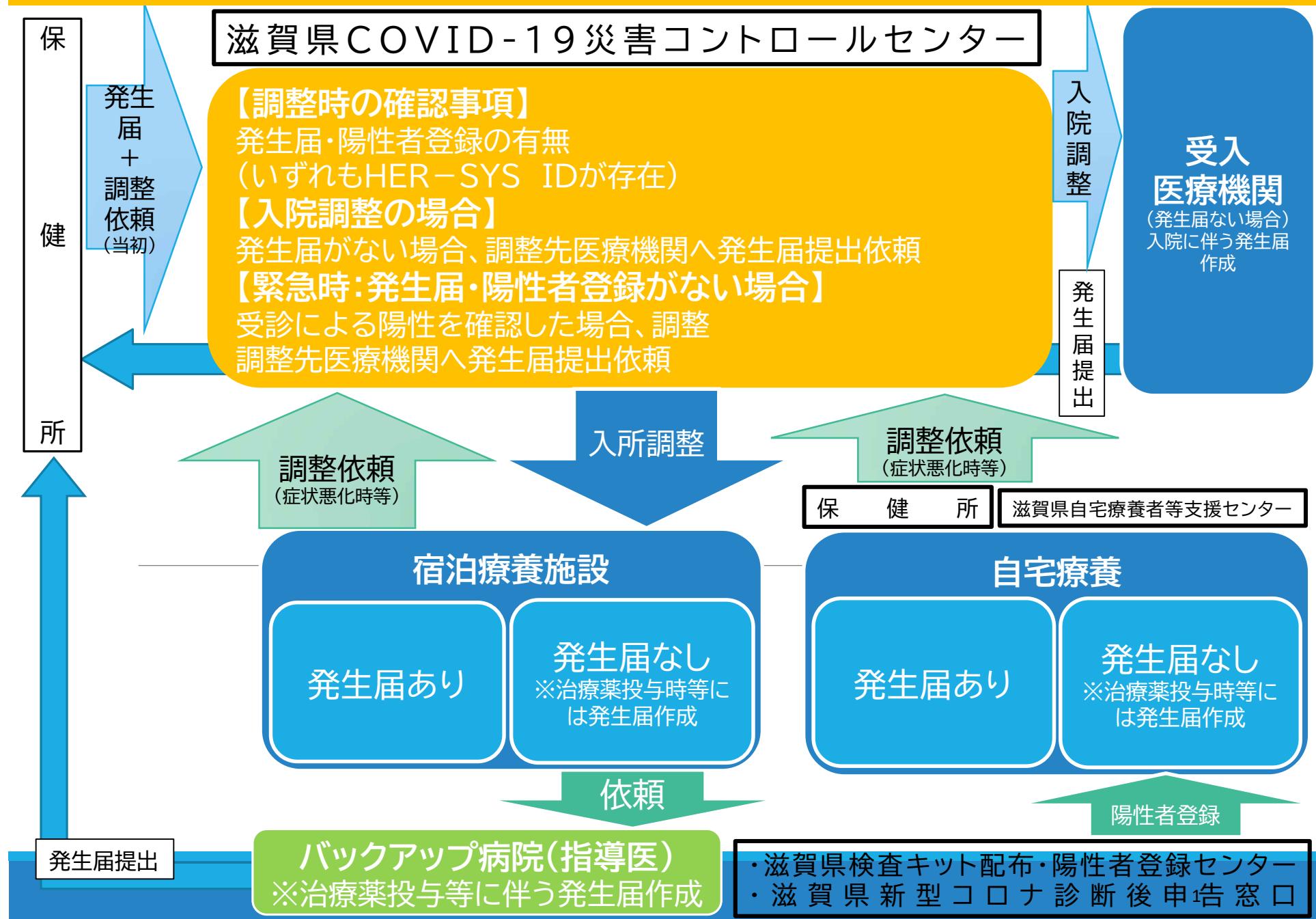


「宣言書」の詳細はこちら

URL <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/313723.html>



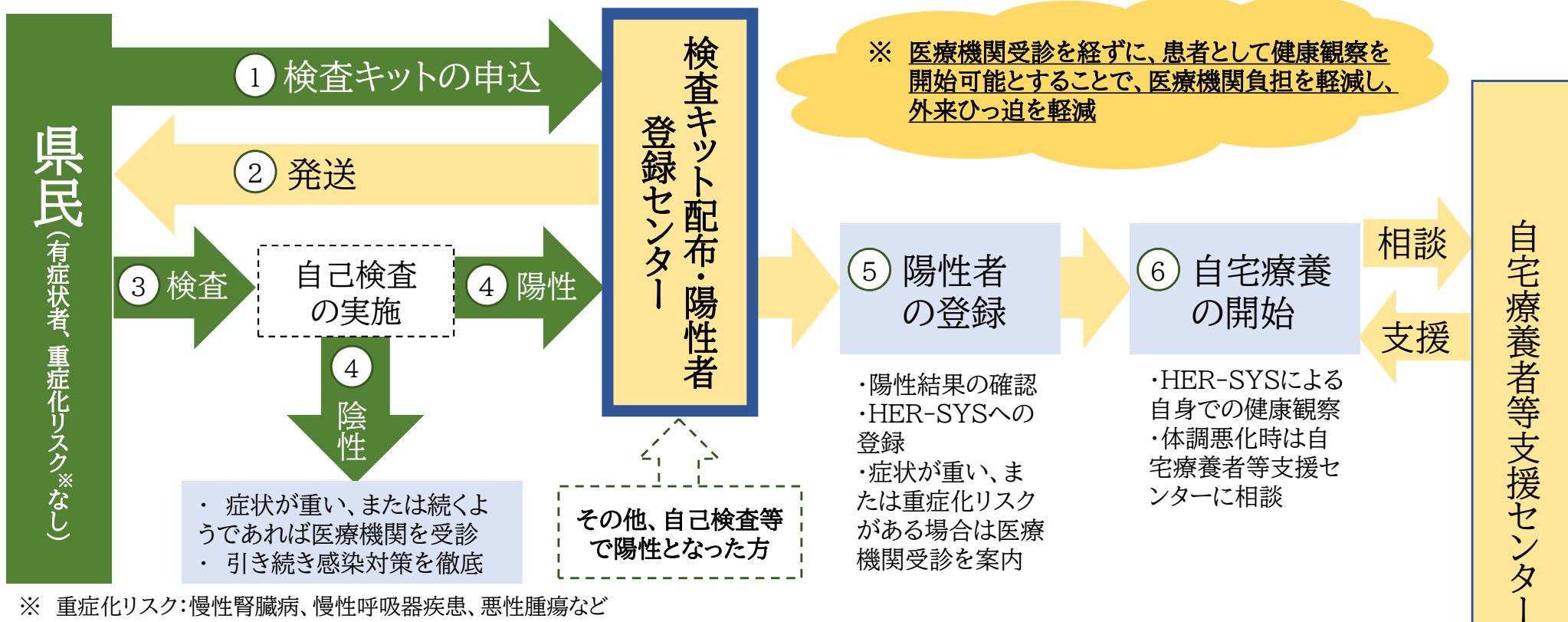
陽性者の療養先調整について(R4.9.26~)



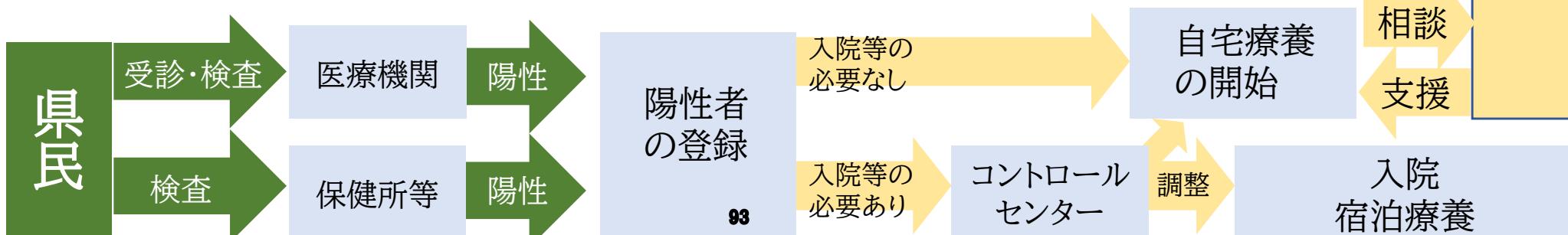
検査キット配布・陽性者登録センターの運用開始について

- 医療機関ひっ迫を緩和するため、外来受診前の有症状者等に対して個人宅配送により抗原定性検査キットを配布
- 自己検査等により陽性と判明した場合に、外来受診を経ることなく迅速に療養に繋げられるよう陽性者登録センターを設置
- 医療機関を受診する等の既存の仕組みに加え、自己検査等による陽性判明者を登録する新たな仕組みとして設置

新たな検査・陽性者登録の仕組み



既存の仕組み



宿泊療養施設の機能強化

ホテルピアザびわ湖を高齢者等のための宿泊療養施設として活用

受入対象想定

重症化リスクを有するなど特別な配慮を要する高齢者等で、
何らかの見守りや手助けが必要な軽症患者

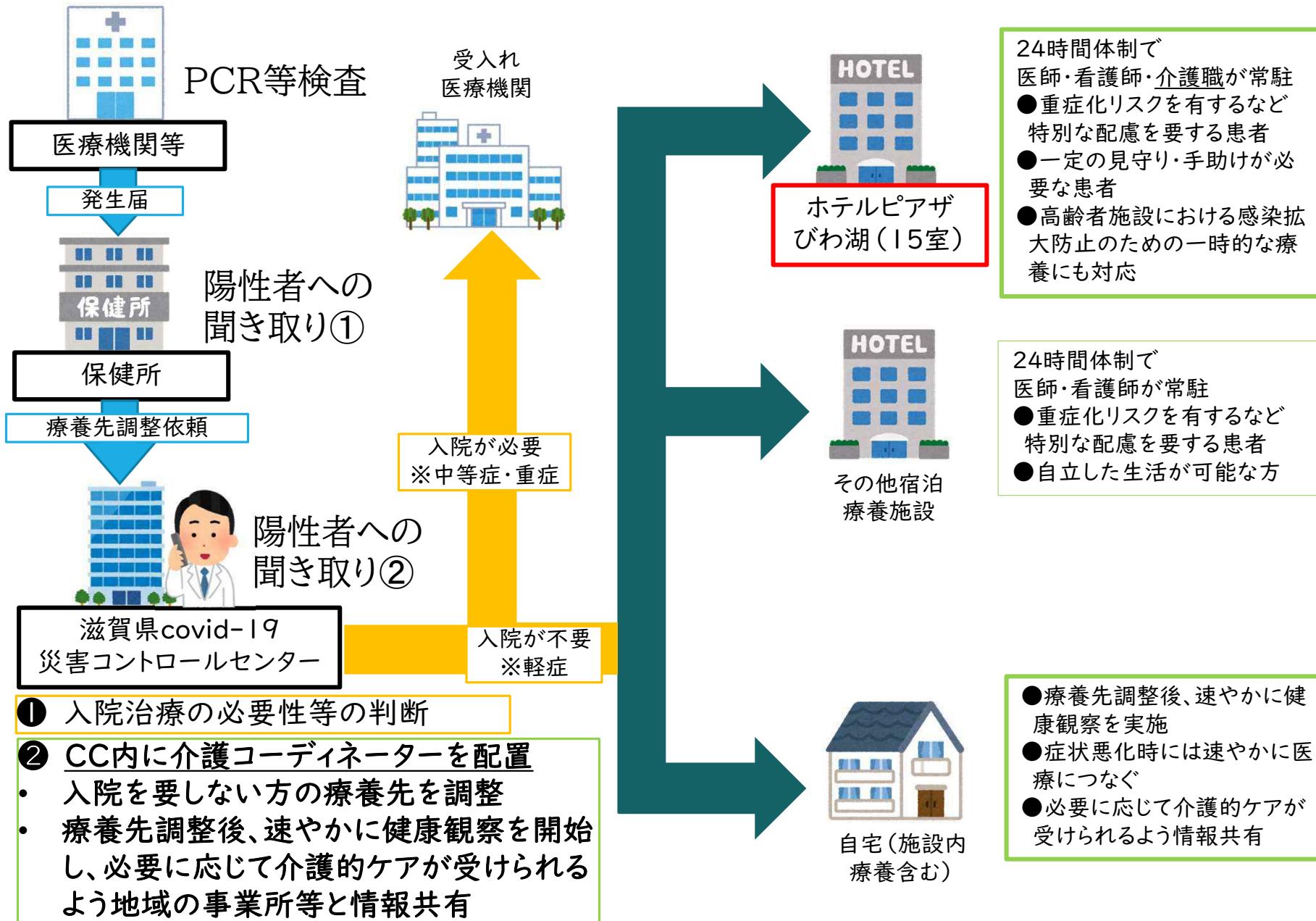
- コロナ患者としては軽症であるが、入院対応となっていた方を受け入れることで、受入医療機関の負担軽減を図るとともに、やむを得ず自宅療養となっていた方に対して、患者により添った対応を行う。

体制

- 医師・看護師に加え、介護職を配置し手助けが必要な方に対応。ADL(日常生活動作)の低下を防止するために運動等を実施。
- 個室ではなく、大部屋を療養場所に利用することで、常時見守りを行う。
- 施設面(段差解消やトイレへの手すり設置等のバリアフリー化)、食事面でも療養者に配慮した見直しを実施
- 必要に応じて、中和抗体薬・経口治療薬を投与。症状急変時には、転院までの間、酸素投与等必要な医療行為を実施
- コントロールセンター内に介護コーディネーターを配置
- 最大15名を受け入れ

運用開始予定日 5月2日

高齢者等に対する療養先調整について



コントロールセンター内に介護コーディネーターを配置

- 療養者のうち、入院を要しない高齢者等の療養先調整などを担当
- ✓ 災害医療コーディネーターが入院を要しないと判断した場合、介護的な観点から療養者情報を収集し、ピアザでの療養を判断。ピアザとの情報共有。
- ✓ B-ICAT(びわこ感染制御支援チーム)の協力を得て派遣。
- ✓ 介護的ケアが必要な方がやむを得ず自宅(施設内)療養となる場合、引き続きサービスを利用できるよう事業所等と情報共有。事業所等との調整状況について保健所とも情報共有を図ることにより、リスクに応じた健康観察が実施できるよう対応。
 - 在宅要介護高齢者が感染した場合に、訪問系の介護サービス事業所における取組に従い感染対策を実施したうえで、サービス提供を継続するよう依頼(令和4年2月25日付け通知)。
 - 利用者の陽性判明によりサービスの中止が生じないよう引き続き関係事業所と協力して対応する。

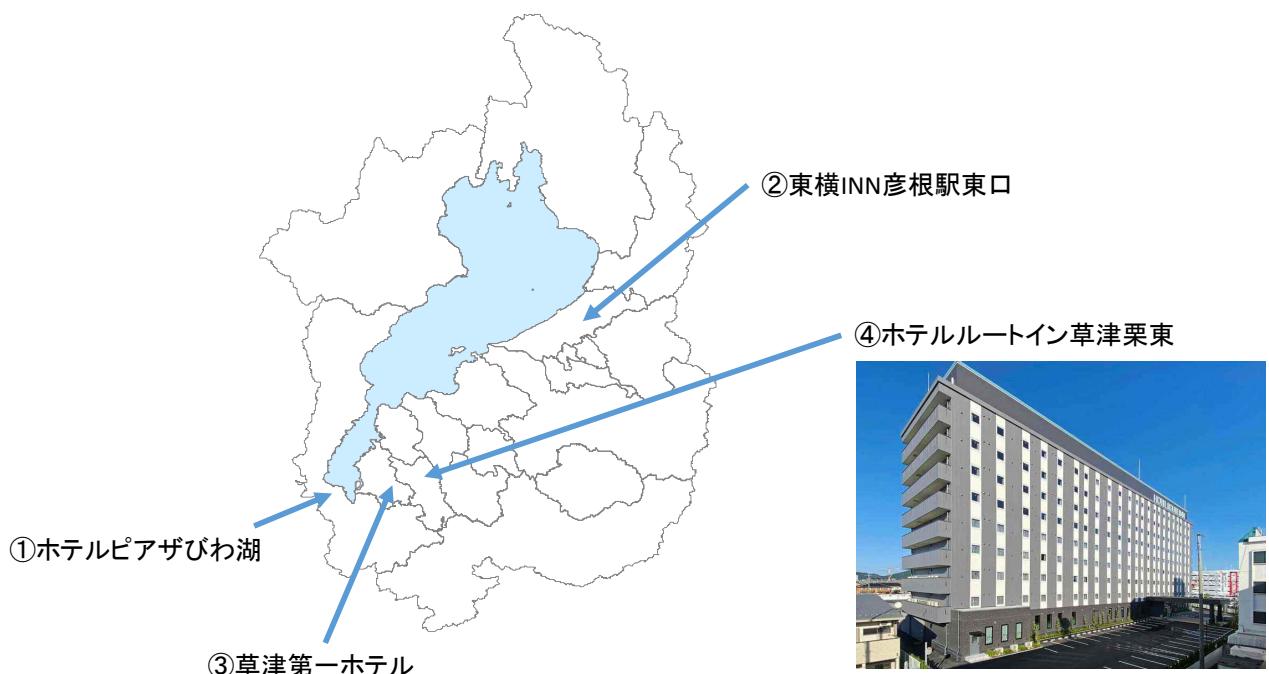
滋賀県宿泊療養施設 ホテルルートイン草津栗東の運営について (2021.7.15時点)

令和3年7月15日
滋賀県健康医療福祉部 感染症対策課

1

県内の宿泊療養施設について

- ① ホテルピアザびわ湖（大津市内）…62室
- ② 東横INN彦根駅東口（彦根市内）…209室
- ③ 草津第一ホテル（草津市内）…129室
- ④ ホテルルートイン草津栗東（栗東市内）…277室



施設概要

- <ホテルルートイン草津栗東の概要>
- ✓ 所在地: 栗東市大橋六丁目6-40
 - ✓ 全333室
 - ✓ 駐車場197台
 - ✓ 名神高速栗東ICより車で2分
 - ✓ 手原駅まで車で3分、栗東駅まで車で11分
 - ✓ 済生会滋賀県病院まで車で3分

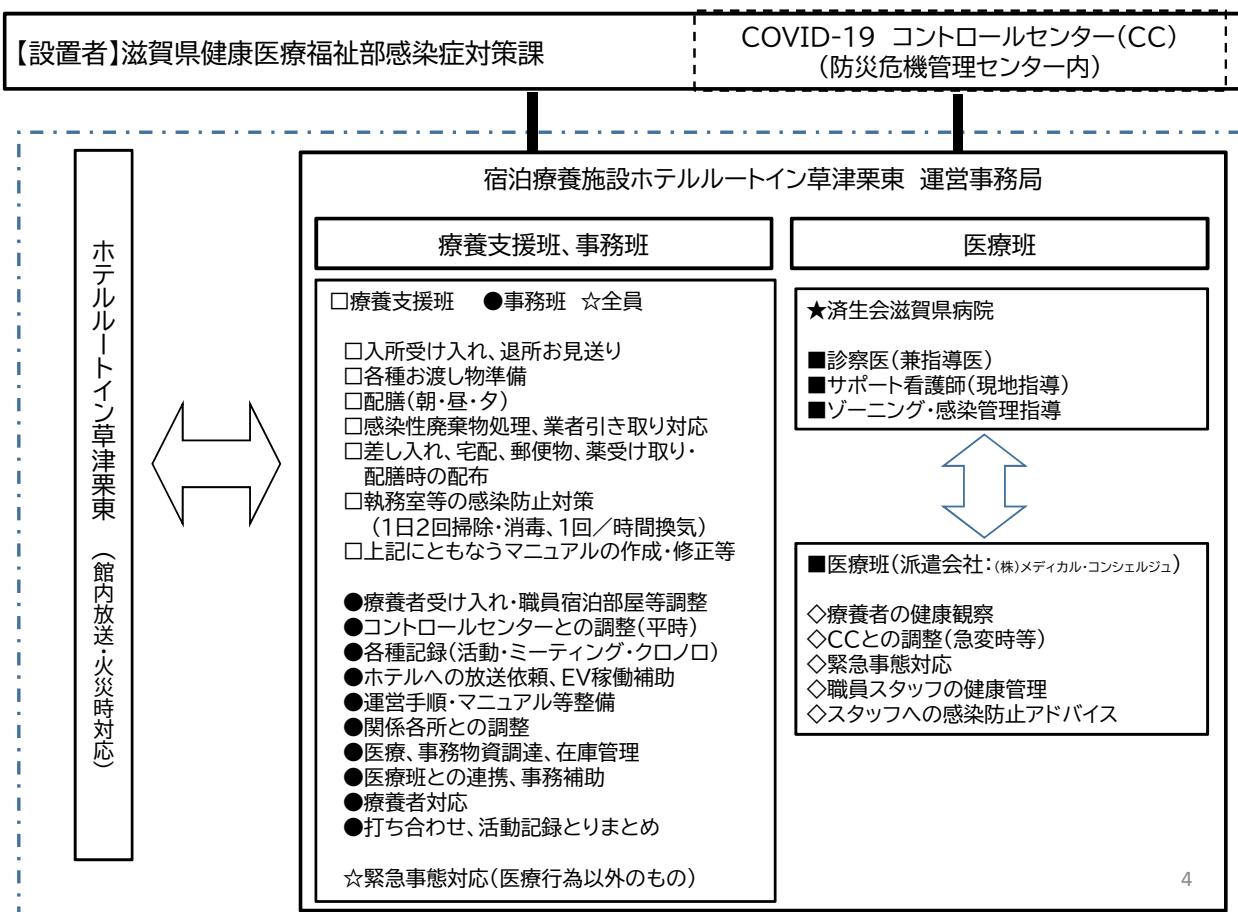


<特徴>

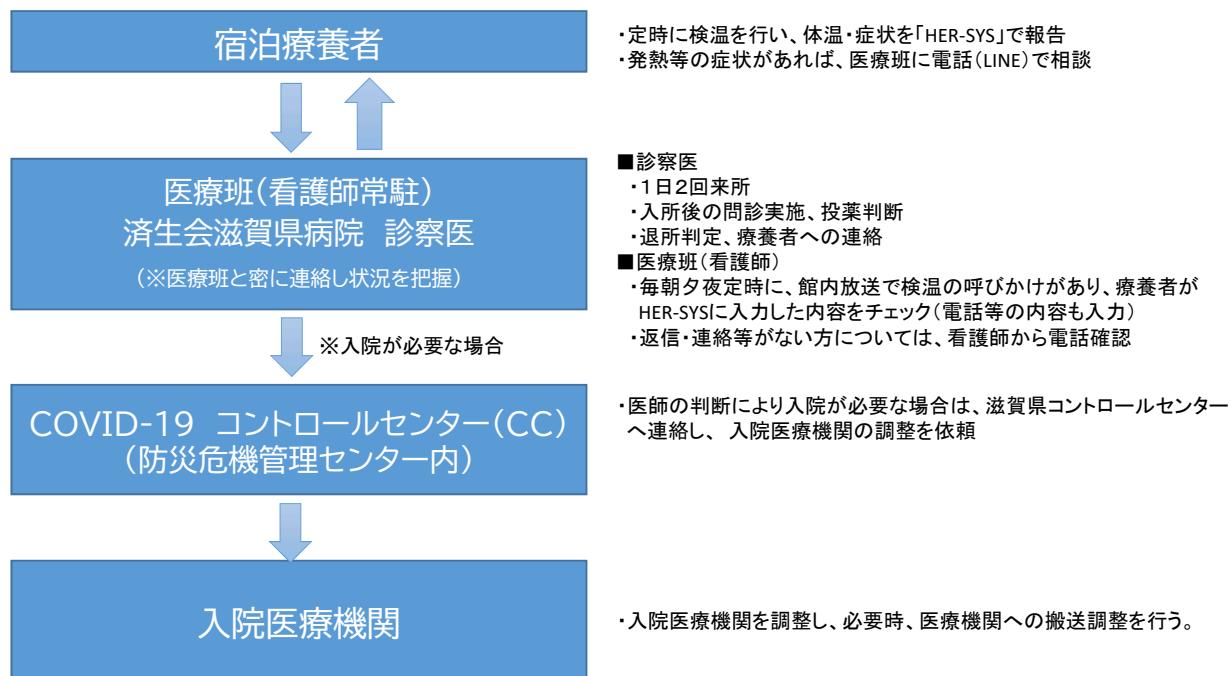
- 施設規模が最大(利用室数277室、駐車場約200台)
- 事務局長・事務班業務も含めて、外部委託化
- 稼働率向上のため問診スペースを2か所設置
- 済生会滋賀県病院をバックアップ病院として医療機能を強化
(1日2回の医師の問診、状態に応じた酸素投与、投薬)

3

運営体制



宿泊療養中の健康管理体制 (R3.7.12時点)



5

主なスケジュール

- 7:00 健康報告(HER-SYS)
- 7:30 朝食配膳・ゴミ箱回収(感染性廃棄物として取扱)(R)
- 9:00 定時ミーティング
- 9:00~11:30過ぎまで 退所対応(R) ※退所がない時間は入所対応も有
- 10:00~ 看護師による体調確認
- 12:00 昼食配膳・ゴミ回収(R)
- 13:30~20:00過ぎ 入所対応(R) (最短で10分間隔) ※退所対応が入ることもある
※差し入れ・宅配等対応①11:10~12:10 ② 13:30~15:30 (①②以外は要相談)
※転院等対応(容態悪化や急変時など)
- 14:00~ 健康報告(HER-SYS)
- 15:30 定時清掃
- 16:30 定時ミーティング
- 18:00 夕食配膳・ゴミ回収(R)
- 20:00~ 健康報告(HER-SYS)

※R:支援班が防護服を着用して作業(緊急の薬の処方やインキー対応時も)

6

高齢者の療養に向けた宿泊療養施設のさらなる活用

第7波における入院・療養の課題

- 5月からホテルピアザびわ湖を高齢者等宿泊療養施設として運用変更。
- 7月からの3か月間で高齢者施設でのクラスターが152箇所確認
- 8月には臨時の医療施設でも高齢者を受け入れてきたが、県内東北部での高齢者の感染も多数発生しており、ホテルピアザびわ湖までの長時間の移送が患者の負担となる。



介護が必要な高齢者が安心して療養いただける場所のさらなる確保が必要

【対応案】

ヴォーリズ記念病院(旧病棟)を高齢者専用の宿泊療養施設として運用

【受入対象想定】

重症化リスクを有するなど特別な配慮を要する高齢者で、何らかの見守りや手助けが必要な軽症患者

体制

- 医師・看護師に加え、介護職を配置し手助けが必要な方に対応。ADL(日常生活動作)の低下を防止するために運動等を実施。
- 施設面ではバリアフリー化された旧緩和ケア病棟を活用し、常時見守りを行う。
- ヴォーリズ記念病院によるバックアップ体制の確保。
- コントロールセンター内に配置している介護コーディネーターによる調整
 - 令和4年5月から療養者のうち、入院を要しない高齢者等の療養先調整などを担当
 - ✓ 災害医療コーディネーターが入院を要しないと判断した場合、介護的な観点から療養者の情報を収集し、高齢者等宿泊療養施設での療養を判断
 - ✓ B-ICAT(びわこ感染制御支援チーム)の協力を得て派遣。
- 最大16名を受け入れ

運用開始日 12月13日